

(仮称) 那覇ふ頭 1号・2号上屋建替工事

(電気)

図 面 目 録					
図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺
E - 0 1	特記仕様書-1	N／S	E - 1 3	1階・上層部 電灯設備配線図	1／250
E - 0 2	特記仕様書-2	N／S	E - 1 4	1階電灯設備配線図（休憩室・トイレ）	1／100
E - 0 3	特記仕様書-3	N／S	E - 1 5	1階誘導灯設備配線図	1／250
E - 0 4	配置図・案内図	1／500	E - 1 6	1階弱電設備配線図	1／250
E - 0 5	幹線設備系統図	N／S	E - 1 7	1階弱電設備配線図（休憩室・トイレ）	1／100
E - 0 6	分電盤表 - 1	N／S	E - 1 8	自動火災報知設備系統図	N／S
E - 0 7	分電盤表 - 2	N／S	E - 1 9	1階自動火災報知設備平面図	1／250
E - 0 8	分電盤表 - 3	N／S	E - 2 0	上層部自動火災報知設備平面図	1／250
E - 0 9	照明器具表	N／S	E - 2 1	断 面 図	1／250
E - 1 0	1・R階幹線・動力設備配線図	1／250	E - 2 2	R階伏図（照明タワー設置下地位置図）	1／250
E - 1 1	1階・上層部 コンセント設備配線図	1／250	E - 2 3	照明タワー詳細図①	1／5
E - 1 2	1階コンセント設備配線図（休憩室・トイレ）	1／100	E - 2 4	照明タワー詳細図②	1／5

工事名称	〈仮称〉那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事(電気)			工事年度	令和2年度	
工事場所	那覇市通堂町127番他2筆(128番1、148番1)			図面名称	表紙・目録	
発注機関	那覇港管理組合			縮 尺	A1:S=N	A3:S=N
摘 要				図面番号	E-00	
				設 名 称	(株)アーキ5D	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	計 資格者氏名	新里 均	
				登 録 番 号	一級建築士大臣登録第218581号	
				所 在 地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	

令和元年版

建築工事特記仕様書【電気設備工事編】

沖縄県土木建築部

制定

平成30年6月30日

最終改定

令和元年6月12日

1

工事概要

(1)

工 事 名

：(仮称)那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事(電気)

(2)

工事場所

：那覇市通堂町127番他2筆(128番1、148番1)

(3)

建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積 (㎡)	用途区分
(仮称) 那覇ふ頭3号上屋	RC+S造 1階建(地下 階 塔屋 階)	5759.73	消防法施行令別表第一 14項
計			

(注：延べ面積は建築基準法による表記)

(4)

工事科目 (○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外		
			屋外
電灯設備	○		
動力設備	○		
電熱設備			
雷保護設備			
受変電設備			
電力貯蔵設備			
発電設備			
構内情報通信網設備			
構内交換設備	○		
情報表示設備			
映像・音響設備			
拡声設備			
誘導支援設備			
テレビ共同受信設備	○		
監視カメラ設備			
駐車場管制設備			
防犯・入退室管理設備			
火災報知設備	○		
中央監視制御設備			
構内配電線路			
構内通信線路			
テレビ電波障害防除設備			
発生材処理			
撤去工事			
軽微な機械設備工事			
軽微な建築工事			

2

本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和1年10月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和1年4月の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3

電気設備工事仕様

(1)

標準仕様書等

ア

図面及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、すべて官庁営繕関係統一基準の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（平成31年版）（以下「標準仕様書」という。）、 「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（平成31年版）（以下「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」（平成31年版）（以下「標準図」という。）による。

イ

本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（平成31年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（平成31年版）による。

(2)

特記仕様

ア

項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。

イ

特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。

ウ

項目に記載の（ . . . ）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4

その他

(1)

公共事業労務費調査に対する協力

ア

本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ

調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ

公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

エ

本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2)

暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成19年7月24日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア

暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ

暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

ウ

暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3)

ワンデーレスポンスの実施

ア

この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

イ

受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

ウ

受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。

エ

効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

(4)

工事監督業務の一部委託

ア

本工事は、沖縄県財務規則第112条第1項の規定に基づき発注者又は建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第9条に基づく監督員（以下「監督員」という。）が行う監督業務の一部を委託し、職員以外のもの（以下「管理技術者等」という。）が監督業務の一部を実施する。

イ

受注者又は契約書第10条に定める現場代理人及び主任技術者等（以下「現場代理人等」という。）は、管理技術者等が監督員に代わり現場で立会等をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、管理技術者等は、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しない。

ウ

監督員から現場代理人等に対する指示又は通知等は管理技術者等を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。

エ

監督員の指示により、現場代理人等が監督員に対して行う報告又は通知等は、管理技術者等を通じて行うことができるものとする。

(5)

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6)

県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7)

下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

(8)

不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9)

ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア

工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ

過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ

資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ

さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進する

こと。

カ

下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ

アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10)

不正軽油の使用の禁止等について

ア

受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。

イ

受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11)

設計図書における資材等の取扱いについて

ア

本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ

本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等級以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ

「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

工事名称	(仮称)那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事(電気)		工事年度	令和2年度		
工事場所	那覇市通堂町127番他2筆(128番1、148番1)		図面名称	特記仕様書-1		
発注機関	那覇港管理組合		縮尺	A1:S=N A3:S=N		
			図面番号	E-01		
摘要			設計者	名称	(株)アーキ5D	
検印	管理建築士	設計		製図	資格者氏名	新里 均
					登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
					所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

項目

特記事項

一般共通事項

○ 1

工事実績情報の登録
(1.1.4)

○ 2

適用図書等
(1.1.6)

○ 3

別契約の関連工事
(1.1.7)

○ 4

工事の一時中止に係る事項
(1.1.9)

5

工事の余裕期間

6

概成工期
(1.2.1)

○ 7

施工図等
(1.2.3)

○ 8

設計図CADデータの貸与

○ 9

施工管理体制
(1.3.1)

工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。

※公共建築工事標準仕様書(平成31年版)（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
※公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
※公共建築設備工事標準図(平成31年版)（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
※営繕工事写真撮影要領（平成31年版）
※（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針(平成28年版)（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
※建築材料・設備機材等品質性能評価事業（建築材料等・設備器材等）評価名簿(平成30年版)（一般社団法人公共建築協会）
※

（1）関連工事との取り合いは、別表－1による。ただし、図示されたものを除く。
（2）他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。

工事の一時中止に係る計画の作成
（1）工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
（2）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

（1）本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。
（2）CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。
（3）余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とする。
（4）受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。
（5）受注者は、着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）について、実工期の始期に提出するものとする。
（6）受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。
（7）実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。
（8）受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。

図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。

（1）施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用权は、発注者へ移譲するものとする。
（2）受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。
（3）施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。

本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。

（1）工事請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事の場合7,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。
ア 現場施工に着手するまでの期間
・請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

項目

特記事項

主任技術者及び監理技術者の雇用関係について
ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日より前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。
イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。

（2）主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。
※資格の区分1
次のイ又はロに掲げるもの
イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者
ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門又は建設部門に合格した者
・資格の区分2
次のイ又はロに掲げるもの
イ 技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者
ロ 資格の区分1のロに掲げる者
・資格の区分3
次のイ又はロに掲げるもの
イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者
ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者
（2）発注者へ資格を証明する資料を提出すること。

施工条件は、図示及び以下による。

（ ）

国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（平成27年4月3日沖縄県公安委員会告示第36号）

（1）「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。
（2）本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
一般工用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）
ア バックホウ
イ 車輪式トラクタショベル
ウ ブルドーザ
エ 発動発電機
オ 空気圧縮機
カ 油圧ユニット（基礎工用機械で独立したもの）
キ ローラ類
ク ホイールクレーン

適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など）
（1）マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。

項目

特記事項

発生材の種類及び処理方法

引渡しを要するもの

・無

・有（図示）

特別管理産業廃棄物

・無

・有（図示）

※現場調査を行う

再利用を図るもの

・無

・有（図示）

（2）本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。

（3）建設リサイクルの推進について
受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下、「COBRIS」という。）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。
また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「COBRIS」により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

（4）本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事現場から50km以内以下に以下の施設がない場合は、この限りではない。
①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出
②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出
（5）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合中から運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。

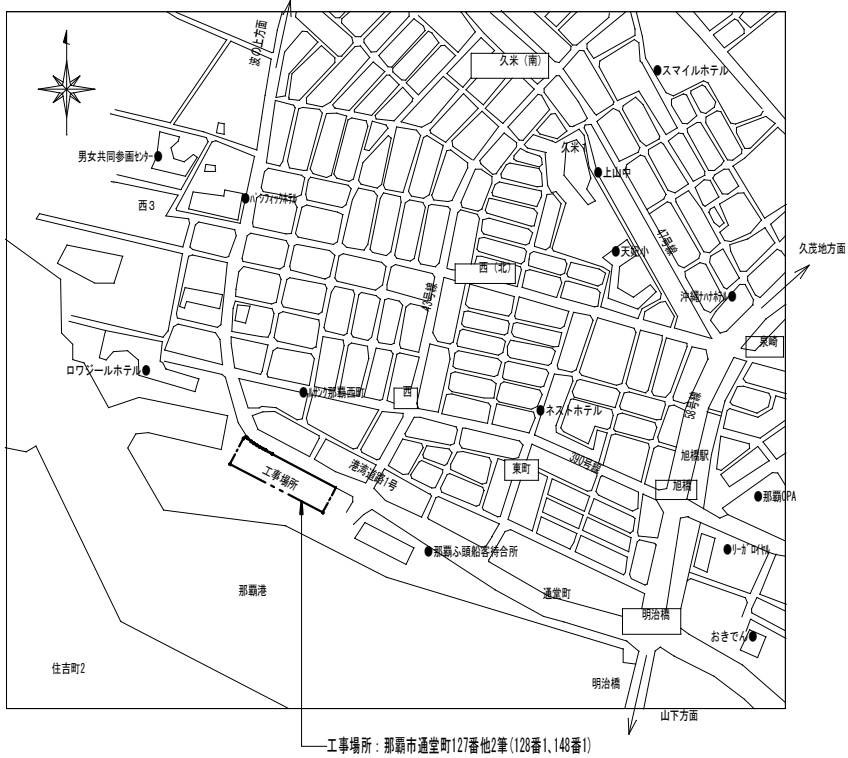
（6）アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について
ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。
「適正に処理」ととは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。
http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html
なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。
イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。
ウ 発生する廃棄物に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。

（7）撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。

（1）次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。
※火災保険
※組立保険
※請負業者賠償責任保険
・建設工事保険
・労働災害総合保険
※
（2）建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。

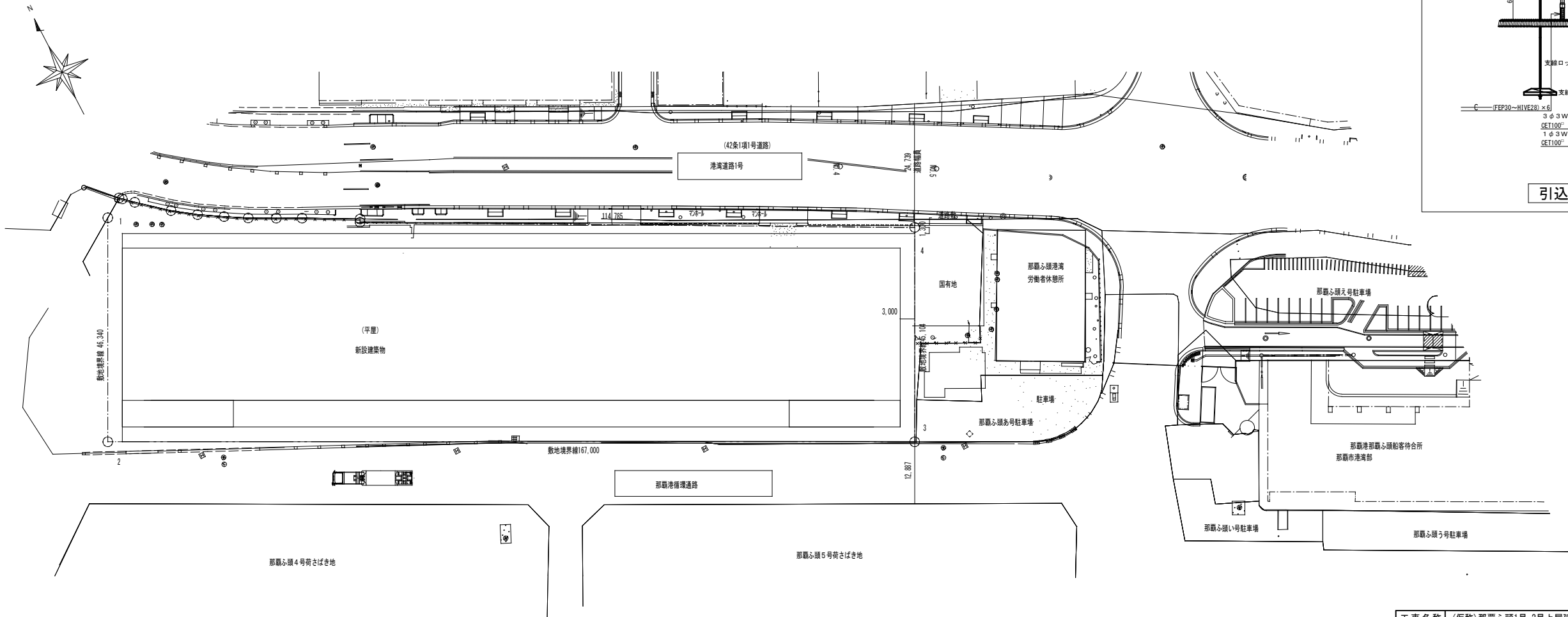
工事名称	(仮称)那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事(電気)	工事年度	令和2年度
工事場所	那覇市通堂町127番地2筆(128番1、148番1)	図面名称	特記仕様書-2
発注機関	那覇港管理組合	縮尺	A1:S=N A3:S=N
摘要	図面番号 E-02		
検印	管理建築士	設	計
		製	図
	設	名	称
	計	資格者氏名	(株)アーキ5D 新里 均
	者	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

項目		特記事項	項目	特記事項	特記事項														
○ 16	ゆいくる材について	(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後一か月以内に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。	21 情報共有システムの使用	本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 7／8.1/10 【推奨ブラウザ】：Internet Explorer 11 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は沖縄県CALSシステムの利用にあつては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。	別表－1（関連工事との取り扱い）														
		(1) ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあつては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。	22 墜落制止用器具	墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）を遵守すること。															
○ 17	機材の品質等（1.4.2）	※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 ※	○ 23 仮設工事（2.1.1）	本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。 監督員事務所を本工事で（※設置しない ・設置する（・構内 ・構外 ・既存建物内一部使用））。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 <table><tr><td>設置する備品等の種類</td><td>数量</td><td>設置する備品等の種類</td><td>数量</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量											
		設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量														
18	化学物質の濃度測定（1.5.7）	(1) 化学物質の濃度測定の基準、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は以下により実施する。 ・「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」（国営整第4号平成24年4月5日） ・「学校における室内空気汚染対策について」（15学健第11号平成15年7月4日） <table><tr><td>測定対象室</td><td>測定箇所数</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。	測定対象室	測定箇所数	備考										○ 24 土工事（2.2.1） ○ 25 塗装工事（2.7.1） ○ 26 機材	残土処分は（※構外適切処分 ○構内敷ならし）とする。 金属管（金属製位置ボックス等を含む。）の塗装は図示によるほか、（・屋内露出・屋外露出）箇所に塗装を施す。 監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。			
		測定対象室	測定箇所数	備考															
19	技術検査（1.6.2）	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。（ ）	○ 27 施工	監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。															
		○ 20	完成時の提出図書（1.7.1）	(1) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (3) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (4) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。	○ 28 耐震施工	(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ・「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 (2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。													
○ 21					29 磁気探査	本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領（案）令和2年1月」（沖縄県土木建築部）によるものとし、位置は図示による。													
		○ 30 その他	(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。 (2) 以下の負担金は受注者の負担とする。 ・電力引込に係る負担金（ ）円 ※ (3) 図示されたものを除き、以下による。 ○位置ボックスは（・金属製 ○合成樹脂製 ・ ）とする。 ○フラッシュプレートは（・樹脂製 ・ステンレス製 ・黄銅WB製 ○新金属）とする。 ○長さ1m以上の入線しない電線管には、直径1.2mm以上の被覆鉄線を挿入する。 ・一般照明の照度測定を行う。照度測定を行う場所は、監督職員の指示による。 ※																
					建築設備に関し意見を聴いた者の 所 在 地 沖縄県宜野湾市宜野湾真志喜3-15-15 事 務 所 設備設計一級建築士事務所 有限会社アカナ設備設計 TEL:098-898-3801 FAX:098-898-3803 代表取締役 根間 正太郎														
					工事名称 (仮称)那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事(電気) 工事場所 那覇市通堂町127番他2筆(128番1、148番1) 図面名称 特記仕様書-3 発注機関 那覇港管理組合 縮 尺 A1:S=N A3:S=N 図面番号 E-03 摘 要 管 理 建 築 士 設 計 製 図 設 名 称 (株)アーキ5D 計 資 格 者 氏 名 新 里 均 者 登 録 番 号 一級建築士大臣登録第218581号 所 在 地 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16														

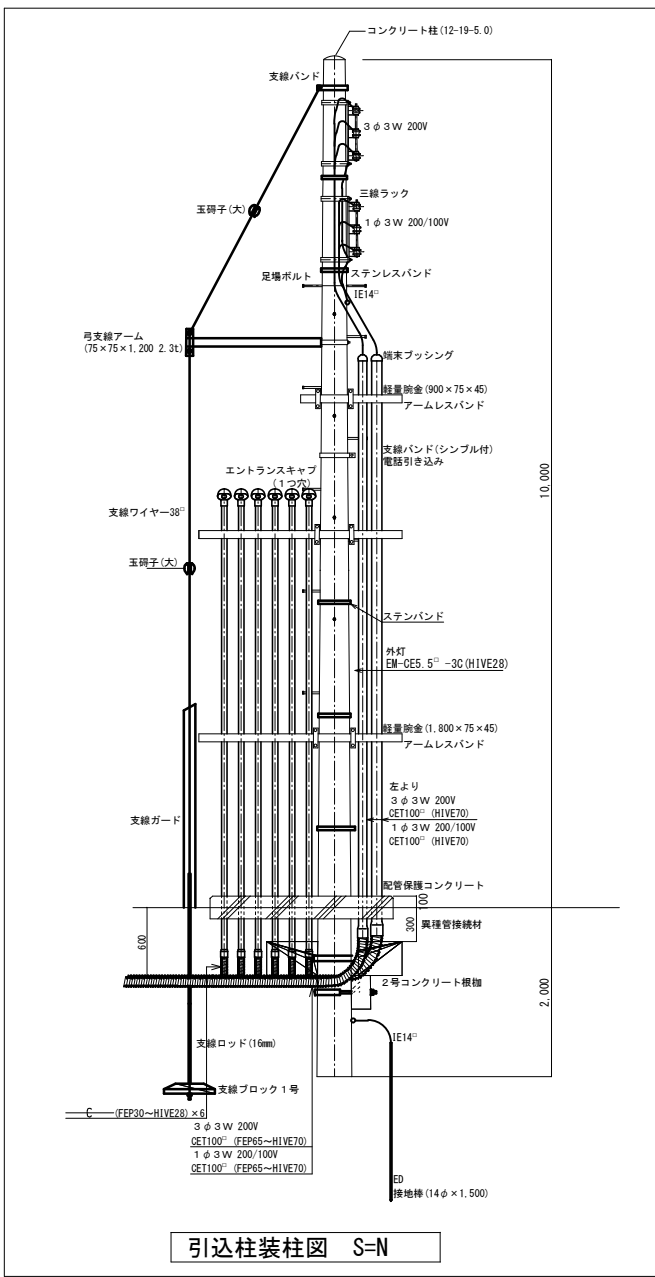


工場所：那覇市通堂町127番他2筆(128番1、148番1)

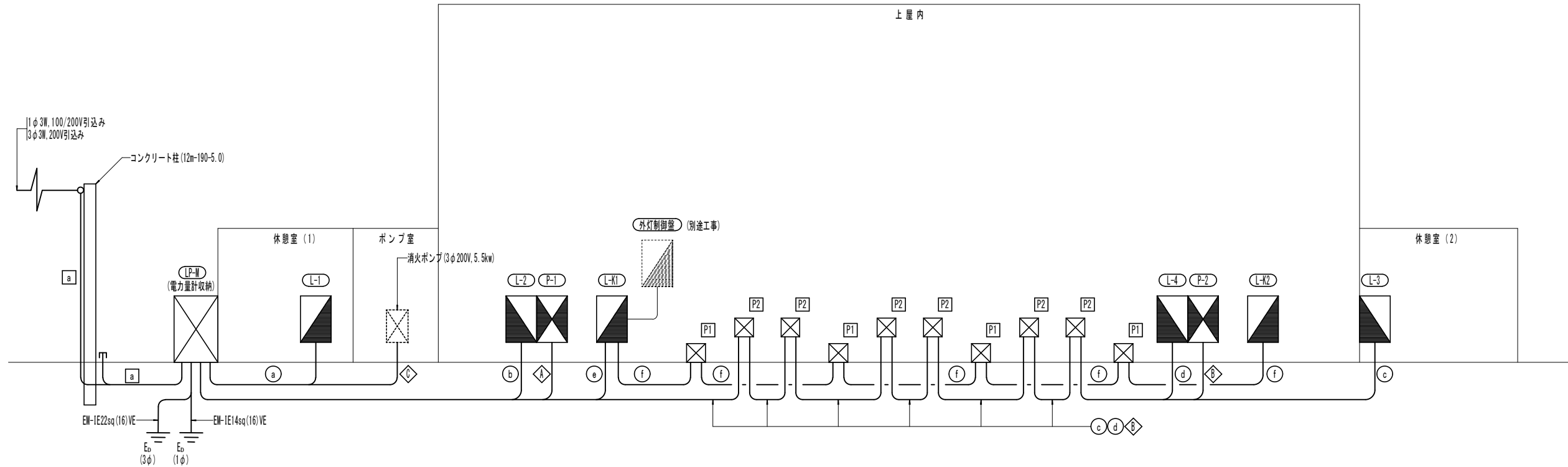
案内図 NO SCALE



配置図 S=1/500



工事名称	(仮称)那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事(電気)			工事年度	令和2年度	
工事場所	那覇市通堂町127番他2筆(128番1、148番1)			図面名称	配置図・案内図	
発注機関	那覇港管理組合			縮尺	A1:S=1/500	A3:S=1/1000
摘要	管理建築士 設 計 製 図			図面番号	E-04	
				設 名 称	(株)アーキ5D	
検 印				計 者	資格者氏名	新里 均
					登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
					所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



幹線設備系統図

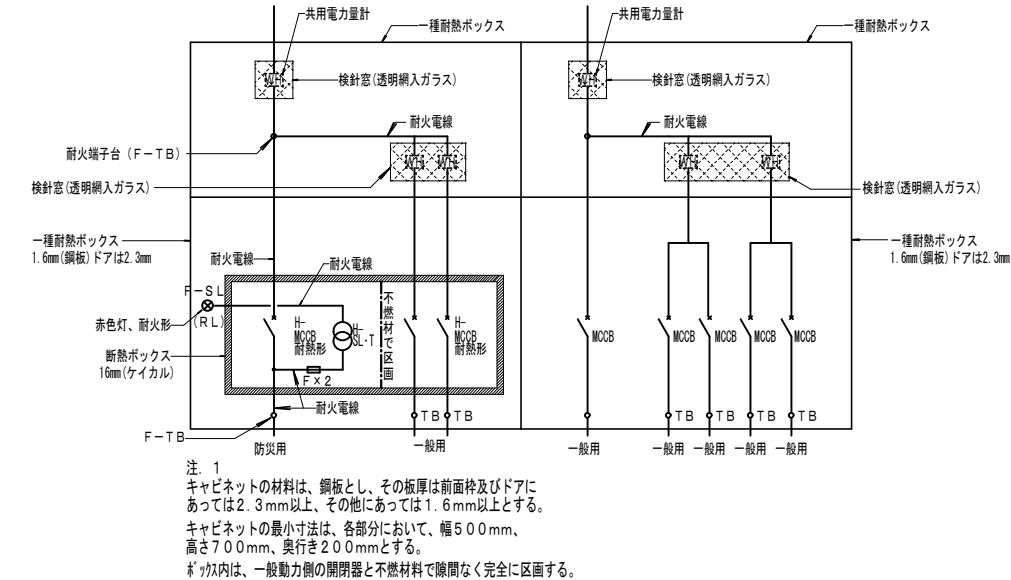
幹線番号	幹線サイズ		配管サイズ			備 考	幹線番号	幹線サイズ		配管サイズ			備 考	幹線番号	幹線サイズ		配管サイズ			備 考
			地 中	インベ	露 出					地 中	インベ	露 出					地 中	インベ	露 出	
Ⓐ	1φCET14sq	E5.5sq		(36)VE	(36)HIVE	LP-M→L-1	Ⓐ	3φCET38sq	E14sq		(54)VE	(54)HIVE	LP-M→P-1	Ⓐ	1φCET100sq		(65)FEP		(70)HIVE	
Ⓑ	1φCET22sq	E5.5sq		(42)VE	(42)HIVE	LP-M→L-2	Ⓑ	3φCET100sq	E14sq		(70)VE	(70)HIVE	LP-M→P-2		3φCET100sq		(65)FEP		(70)HIVE	
Ⓒ	1φCET60sq	E5.5sq		(54)VE	(54)HIVE	LP-M→L-3	Ⓒ	3φEM-FP14sq-3C	E5.5sq		(28)PF	(31)E	LP-M→消火ポンプ		—C—(80)FEP×2					引込柱立上げまで
Ⓓ	1φCET60sq	E5.5sq		(54)VE	(54)HIVE	LP-M→L-4														
Ⓔ	1φCE14sq-3C	E5.5sq		(28)PF	(28)HIVE	LP-M→L-K1														
Ⓕ	1φCE5.5sq-3C	E5.5sq		(28)PF	(28)HIVE	L-K1→L-K2														

番 号	ブルボックスサイズ	材 質
Ⓐ1	250×250×100	SUS-WP
Ⓐ2	500×500×200	SUS-WP

注) 系統図のブルボックスサイズは上記とする。

工事名称	〈仮称〉那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事(電気)			工事年度	令和2年度	
工事場所	那覇市通堂町127番他2筆(128番1、148番1)			図面名称	幹線設備系統図	
発注機関	那覇港管理組合			縮 尺	A1:S=N	A3:S=N
摘 要				図面番号	E-05	
	管理建築士	設 計	製 図	設 名 称	〈株〉アーキ5D	
検 印				計 資 格 者 氏 名	新 里 均	
				登 録 番 号	一級建築士大臣登録第218581号	
				所 在 地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	

壁名称 壁形式 幹線番号	電気方式 主幹容量	回路 番号	電 圧 (V)	分 岐 開 閉 器				負 荷 名 称	負荷容量 (VA)	備 考
				MCCB ELCB	P	A F / A T	RRV			
1φ3W100/200V		①	100/200	MCCB	3	100/60	L - 1	8,590		
		②	100/200	MCCB	3	100/60	L - 2	4,382		
		③	100/200	MCCB	3	100/60	L - 3	8,590		
		④	100/200	MCCB	3	100/60	L - 4	6,196		
		⑤	100/200	MCCB	3	50/40	L - K 1	5,338		
							合 計	33,096		
セパレータ (不燃材で区画)										
3φ3W、200V		◇	200	H-MCCB	3	100/75	消 火 ポ ン プ	5.50		
		◇	200	H-MCCB	3	225/150	P - 1	25.50		
		◇	200	H-MCCB	3	225/150	P - 2	27.75		
							合 計	58.75		
壁名称：引込開閉盤：L P-M										
材 質：防水ステンレス製 (キャビネット型)										
特記項目	注、負荷においては想定負荷であるため調整の上で決定すること。									
	・指定色									
	・壁内の配線は、全て耐火配線とする。									
	・電力量計 (電力支給品) は、壁内組込とする。また、子メーター (4個) 本工事とする。									



注 1
キャビネットの材料は、鋼板とし、その板厚は前面枠及びドアに
あつては2.3mm以上、その他にあつては1.6mm以上とする。
キャビネットの最小寸法は、各部分において、幅500mm、
高さ700mm、奥行き200mmとする。
※ 枠内は、一般動力側の開閉器と不燃材料で隙間なく完全に区画する。

引込開閉盤：L PーM

壁名称 壁形式 幹線番号	電気方式 主幹容量	回路 番号	電 圧 (V)	分 岐 開 閉 器				負 荷 名 称	負荷容量 (KW)	備 考
				MCCB ELCB	P	A F / A T	RRV			
1φ3W100/200V		①	100	MCCB	2	50/20	電 灯	330		
		②	100	MCCB	2	50/20	ヨ ビ	---		
		③	100	MCCB	2	50/20	ヨ ビ	---		
		④	100	MCCB	2	50/20	ヨ ビ	---		
								小 計	330	
		1	100	MCCB	2	50/20	コ ン セ ン ト	450		
		2	100	MCCB	2	50/20	コ ン セ ン ト	300		
		3	100	MCCB	2	50/20	コ ン セ ン ト	1000		
		4	200	MCCB	2	50/30	空 調 室 外 機	2170	想定負荷	
		5	200	MCCB	2	50/30	空 調 室 外 機	2170	想定負荷	
		6	200	MCCB	2	50/30	空 調 室 外 機	2170	想定負荷	
		7	100	MCCB	2	50/20	ヨ ビ	---		
		8	100	MCCB	2	50/20	ヨ ビ	---		
								小 計	8,260	
								合 計	8,590	

壁名称 壁形式 幹線番号	電気方式 主幹容量	回路 番号	電 圧 (V)	分 岐 開 閉 器				負 荷 名 称	負荷容量 (KW)	備 考	
				MCCB ELCB	P	A F / A T	RRV				
1φ3W100/200V		①	200	MCCB	2	50/20	▲x1	電 灯	457		
		②	200	MCCB	2	50/20	▲x1	電 灯	457		
		③	200	MCCB	2	50/20	▲x1	電 灯	457		
		④	200	MCCB	2	50/20	▲x1	電 灯	457		
		⑤	200	ELCB	2	50/20	▲x3	外 灯	1204		
		⑥	100	MCCB	2	50/20		ヨ	ビ	---	
		⑦	100	MCCB	2	50/20		ヨ	ビ	---	
		⑧	100	MCCB	2	50/20		ヨ	ビ	---	
									小 計	3,032	

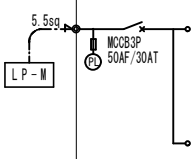
工事名称		(仮称)那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事(電気)		工事年度		令和2年度	
工事場所		那覇市通堂町127番他2筆(128番1、148番1)		図面名称		分電盤表-1	
発注機関		那覇港管理組合		縮 尺		A1:S=N A3:S=N	
摘 要				図面番号		E-06	
検 印	管理建築士		設 計		製 図		設 名 称
							(株)アーキ5D
							計 資格者氏名
							新里 均
						登 録 番 号	
						一級建築士大臣登録第218581号	
						所 在 地	
						沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	

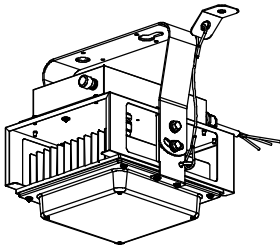
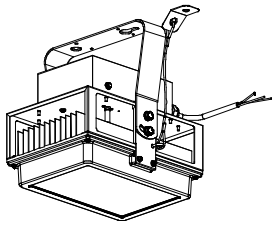
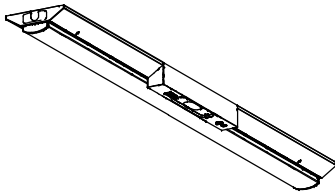
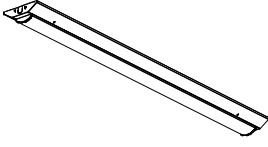
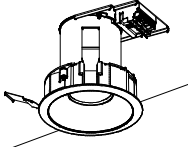
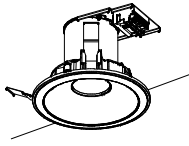
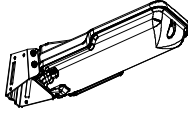
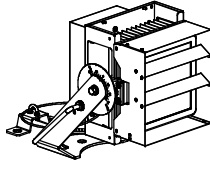
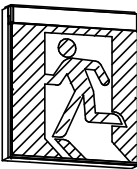
盤名称 盤形式 幹線番号	電気方式 主幹容量	回路 番号	電 圧 (V)	分 岐 開 閉 器				負 荷 名 称	負荷容量 (VA)	備 考	
				MCCB ELCB	P	A F / A T	RRV				
1φ3W100/200V		①	100	MCCB	2	50/20		電 灯	330		
		②	100	MCCB	2	50/20		ヨ ビ	---		
		③	100	MCCB	2	50/20		ヨ ビ	---		
		④	100	MCCB	2	50/20		ヨ ビ	---		
									小 計	330	
		1	100	MCCB	2	50/20		コ ン セ ント	450		
		2	100	MCCB	2	50/20		コ ン セ ント	300		
		3	100	MCCB	2	50/20		コ ン セ ント	1000		
		4	200	MCCB	2	50/30		空 調 室 外 機	2170	想定負荷	
		5	200	MCCB	2	50/30		空 調 室 外 機	2170	想定負荷	
		6	200	MCCB	2	50/30		空 調 室 外 機	2170	想定負荷	
		7	100	MCCB	2	50/20		ヨ ビ	---		
		8	100	MCCB	2	50/20		ヨ ビ	---		
									小 計	8,260	
									合 計	8,590	
									</		

盤名称 盤形式 幹線番号	電気方式 主幹容量	回路 番号	電 圧 (V)	分 岐 開 閉 器				負 荷 名 称		負荷容量 (KW)	備 考
				MCCB ELCB	P	A F / A T	RRV				
1φ 3W100/200V 											
	①	200	MCCB	2	50/20	▲×1	電 灯	457			
	②	200	MCCB	2	50/20	▲×1	電 灯	457			
	③	200	MCCB	2	50/20	▲×1	電 灯	457			
	④	200	MCCB	2	50/20	▲×1	電 灯	457			
	⑤	200	MCCB	2	50/20	▲×1	電 灯	457			
	⑥	200	MCCB	2	50/20	▲×1	電 灯	457			
	⑦	200	ELCB	2	50/20	▲×4	外 灯	1504			
	⑧	100	MCCB	2	50/20		ヨ ビ	---			
	⑨	100	MCCB	2	50/20		ヨ ビ	---			
	⑩	100	MCCB	2	50/20		ヨ ビ	---			
								小 計	4,246		
	1	100	MCCB	2	50/20		コ ン セ ント	900			
	2	100	MCCB	2	50/20		コ ン セ ント	450			
	3	100	MCCB	2	50/20		コ ン セ ント	600			
	4	200	MCCB	2	50/20		ヨ ビ	---			
	5	200	MCCB	2	50/20		ヨ ビ	---			
	6	200	MCCB	2	50/20		ヨ ビ	---			
								小 計	1,950		
								合 計	6,196		

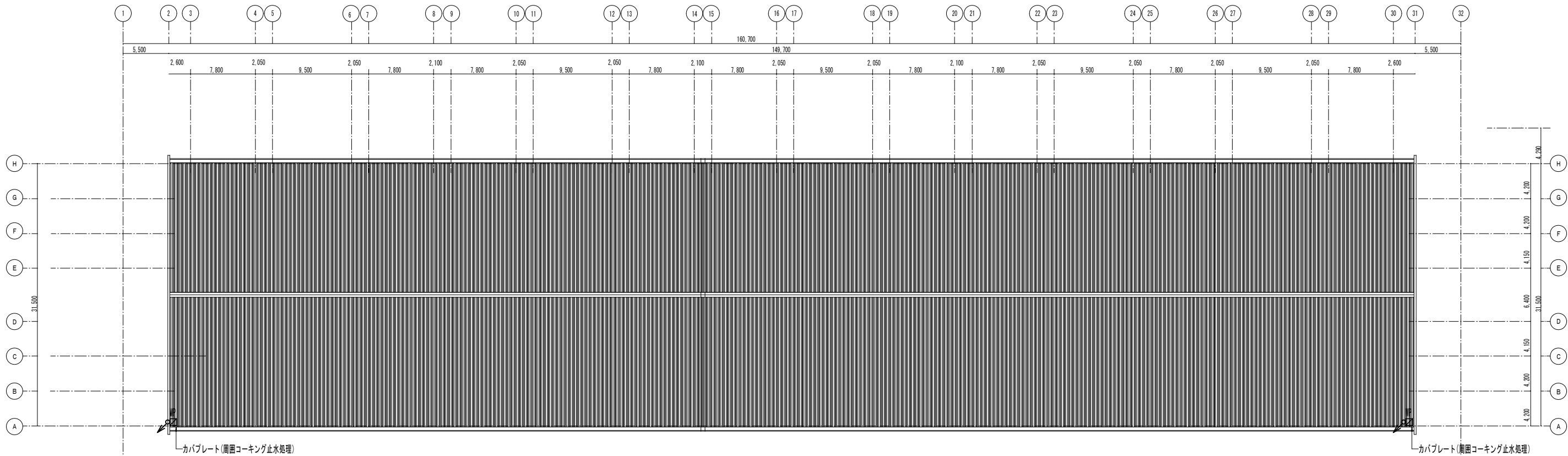
盤名称 盤形式 幹線番号	電気方式 主幹容量	回路 番号	電 圧 (V)	分 岐 開 閉 器				負 荷 名 称 (KW)	備 考		
				MCCB ELCB	P	A F / A T	RRV				
1φ3W100/200V		①	100	ELCB	2	50/20		誘 導 灯	20		
			100/200	MCCB	3	50/30		L - K 2	438		
			100/200	MCCB	3	50/30		外 灯 制 御 盤	4059		
		①	100	ELCB	2	50/20		通 路 照 明	24	Tm・As	
		②	100	ELCB	2	50/20		屋外トイレ照明	150		
		③	100	ELCB	2	50/20		ポンプ室照明	53		
		④	200	ELCB	2	50/20		外 灯	180	Tm・As	
		⑤	100	ELCB	2	50/20		看 板 照 明	114	Tm・As	
		⑥	100	ELCB	2	50/20		ポンプ室コンセント	150		
		⑦	100	ELCB	2	50/20		トイレコンセント	150		
		⑧	100	ELCB	2	50/20		ヨ ビ	---		
		⑨	100	ELCB	2	50/20		ヨ ビ	---		
		⑩	100	ELCB	2	50/20		ヨ ビ	---		

工事名称	〈仮称〉那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事（電気）		工事年度	令和2年度	
工事場所	那覇市通堂町127番他2筆（128番1、148番1）		図面名称	分電盤表-2	
発注機関	那覇港管理組合		縮 尺	A1：S=N A3：S=N	
摘 要	管理建築士 設 計 製 図		図面番号	E-07	
			設 名 称	〈株〉アーキ5 D	
			計 資格者氏名	新 里 均	
			登 録 番 号	一級建築士大臣登録第218581号	
検 印			所 在 地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	

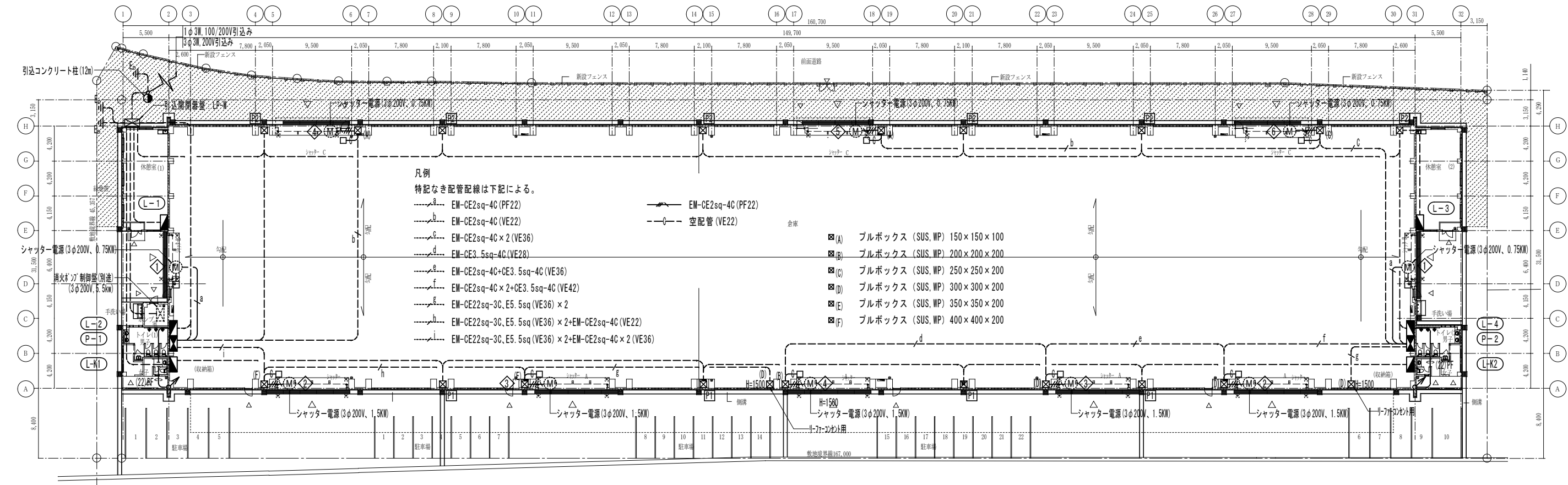
壁名称 壁形式 幹線番号	電気方式 主幹容量	回路 番号	電 圧 (V)	分 岐 開 閉 器				負 荷 名 称	負荷容量 (VA)	備 考		
				MOCB ELCB	P	A F / A T	RRV					
1φ3W100/200V		①	100	ELCB	2	50/20		通 路 照 明	24	Tm・As		
		②	100	ELCB	2	50/20		屋外トイレ照明	150			
		③	100	ELCB	2	50/20		看 板 照 明	114	Tm・As		
		④	100	ELCB	2	50/20		トイレコンセント	150			
		⑤	100	ELCB	2	50/20		ヨ ビ	---			
		⑥	100	ELCB	2	50/20		ヨ ビ	---			
		合 計									438	

A114. 1	LEDクラス1500 シーリング	B150. 4	LEDクラス2000 高天井WP耐油煙 重耐塩高温	C22. 3	My40形3200固定 V型 150幅 非常照明	D32. 5	My40形5200固定 V形150幅	E6. 9	LEDダウンライト クラス100 50K 一般形MC DLφ100
 LED高天井用ベースライト 昼白色 (5000K) Ra75 100V・242V共用タイプ 初期照度補正 本体: ステンレスシルバー色塗装 光源寿命: 60,000時間 (光束維持率85%) 光束: 17300lm 消費電力: 114.1W 消費効率: 151.6lm/W 参考品番: 三菱 EL-G15032N		 LED高天井用ベースライト 昼白色 (5000K) Ra75 200V・242V共用タイプ 本体: ステンレスシルバー色塗装 光源寿命: 60,000時間 (光束維持率85%) 光束: 22200lm 消費電力: 150.4W 消費効率: 147.6lm/W 参考品番: 三菱 EL-G20035N 2AHTN		 LEDリフレクト形 Myシリーズ 昼白色 (5000K) Ra85 40形 直付形 逆富士タイプ 本体: 鋼板・白色仕上 (白色塗装) 光源寿命: 40,000時間 (光束維持率85%) 光束: 3170lm 消費電力: 22.3W 消費効率: 142.1lm/W 評定番号: LAL-E-022 型式認定番号: 3AE-1077 参考品番: 三菱 MY-VK430330B/N		 LEDリフレクト形 Myシリーズ 昼白色 (5000K) Ra85 100V・242V共用タイプ リフレクトリフレクトタイプ (お掃除しやすい汚れ防止コーティング) リフレクト 光源寿命: 40,000時間 光束: 5200lm 消費電力: 32.5W 消費効率: 160lm/W 参考品番: 三菱 MY-V450332/N AHTN		 LEDダウンライト 昼白色 (5000K) Ra85 100V・242V共用タイプ 光源寿命: 40,000時間 (光束維持率85%) 光束: 930lm 消費電力: 6.9W 消費効率: 134.7lm/W 埋込穴: 100 参考品番: 三菱 EL-D00/1 (101NM) AHN	
F6. 9	LEDダウンライト クラス100 50K MC DLφ125WP	G16. 1	LED20VA 防犯灯	H012	LED12W×1 シーリング	I114	LED投光器 ルーバ付		
 LEDダウンライト 昼白色 (5000K) Ra85 100V・242V共用タイプ 軒下用 防雨形 光源寿命: 40,000時間 (光束維持率85%) 光束: 960lm 消費電力: 6.9W 消費効率: 139.1lm/W 埋込穴: 125 参考品番: 三菱 EL-WD00/2 (101NM) AHN		 防犯灯20VA形 昼白色 (5000K) Ra75 本体: アルミダイカスト・白色塗装仕上 光源寿命: 60,000時間 光束: 1510lm 消費電力: 16.1W 消費効率: 93.7lm/W 取付金具: EL-X0042 参考品番: 三菱 EL-M1500 AHN		 クラス12 昼白色 (5000K) Ra85 100V・242V共用タイプ 本体: 7W×2.5mm 色塗装仕上 光源寿命: 40,000時間 (光束維持率85%) 光束: 1540lm 消費電力: 12W 消費効率: 128.3lm/W 参考品番: 三菱 EL-WC1510N/S		 LED投光器 昼白色 (5000K) Ra75 200V・242V共用タイプ 初期照度補正 本体: ステンレスシルバー色塗装 光源寿命: 60,000時間 (光束維持率85%) 光束: 13800lm 消費電力: 114W 消費効率: 121.0lm/W 参考品番: 三菱 EL-S15031N/N+EL-X0104			
	LED誘導灯C級片面直付		LED誘導灯B級BH片面直付						
 高輝度誘導灯ルクセントLEDs 壁・天井直付形・吊下兼用形 本体: プラスチック・白色仕上 (マンセルNo.N9.0) n° 36: S1-1081S 参考品番: 三菱 KSH1951B 1EL		 高輝度誘導灯ルクセントLEDs 壁・天井直付形・吊下兼用形 本体: プラスチック・白色仕上 (マンセルNo.N9.0) n° 36: KSH4951B 参考品番: 三菱 KSH4951B 1EL							

工事名称	(仮称)那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事(電気)	工事年度	令和2年度
工事場所	那覇市通堂町127番他2筆(128番1、148番1)	図面名称	照明器具表
発注機関	那覇港管理組合	縮尺	A1:S=N A3:S=N
摘要	図面番号		E-09
	管理建築士	設 計	製 図
検 印	設 名 称		(株)アーキ5D
	計 資 格 者 氏 名		新 里 均
	登 録 番 号		一級建築士大臣登録第218581号
		所 在 地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

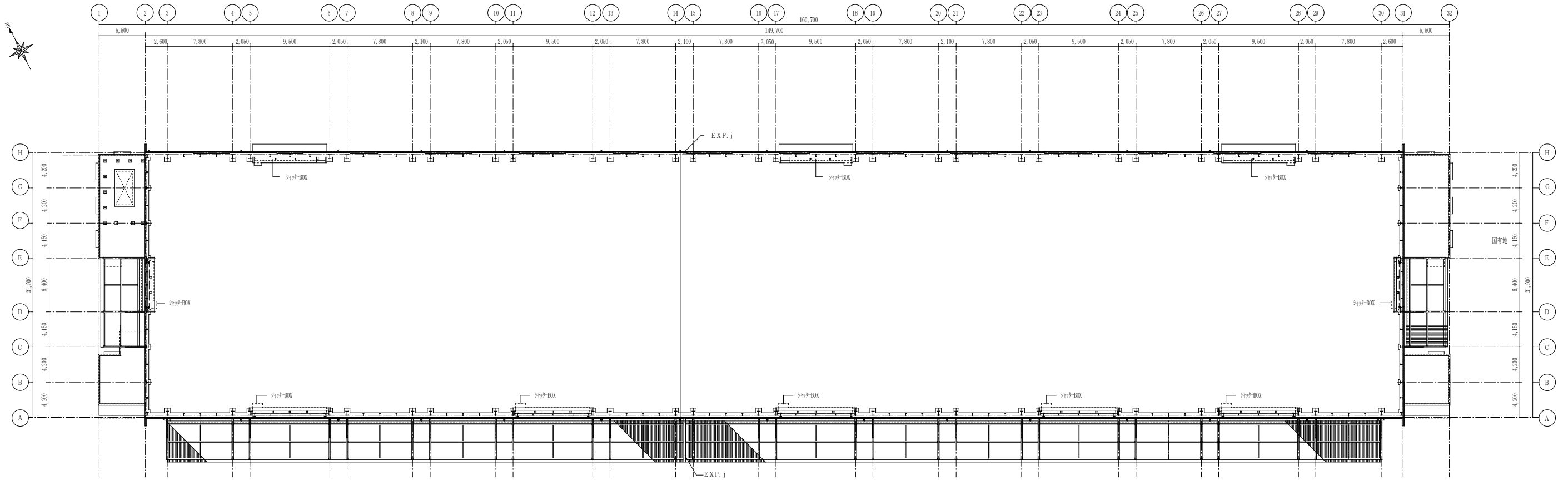


R階幹線・動力設備配線図 S=1/250

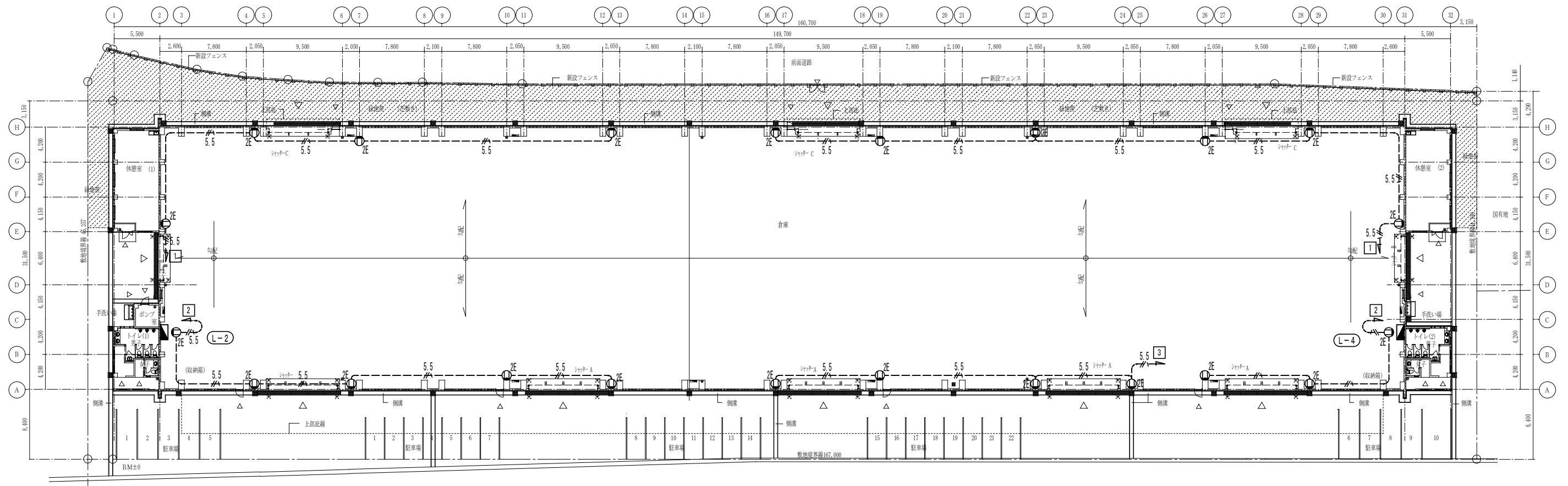


1階幹線・動力設備配線図 S=1/250

工事名称	(仮称)那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事(電気)	工事年度	令和2年度
工事場所	那覇市通堂町127番他2筆(128番1、148番1)	図面名称	1・R階幹線・動力設備配線図
発注機関	那覇港管理組合	縮尺	A1:S=1/250 A3:S=1/500
摘要	図面番号 E-10		
検印	管理建築士	設	計
		製	図
設	名	称	(株)アーキエスD
計	資格者氏名	新里 均	
者	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
	所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	



上層部 コンセント設備配線図 S=1/250

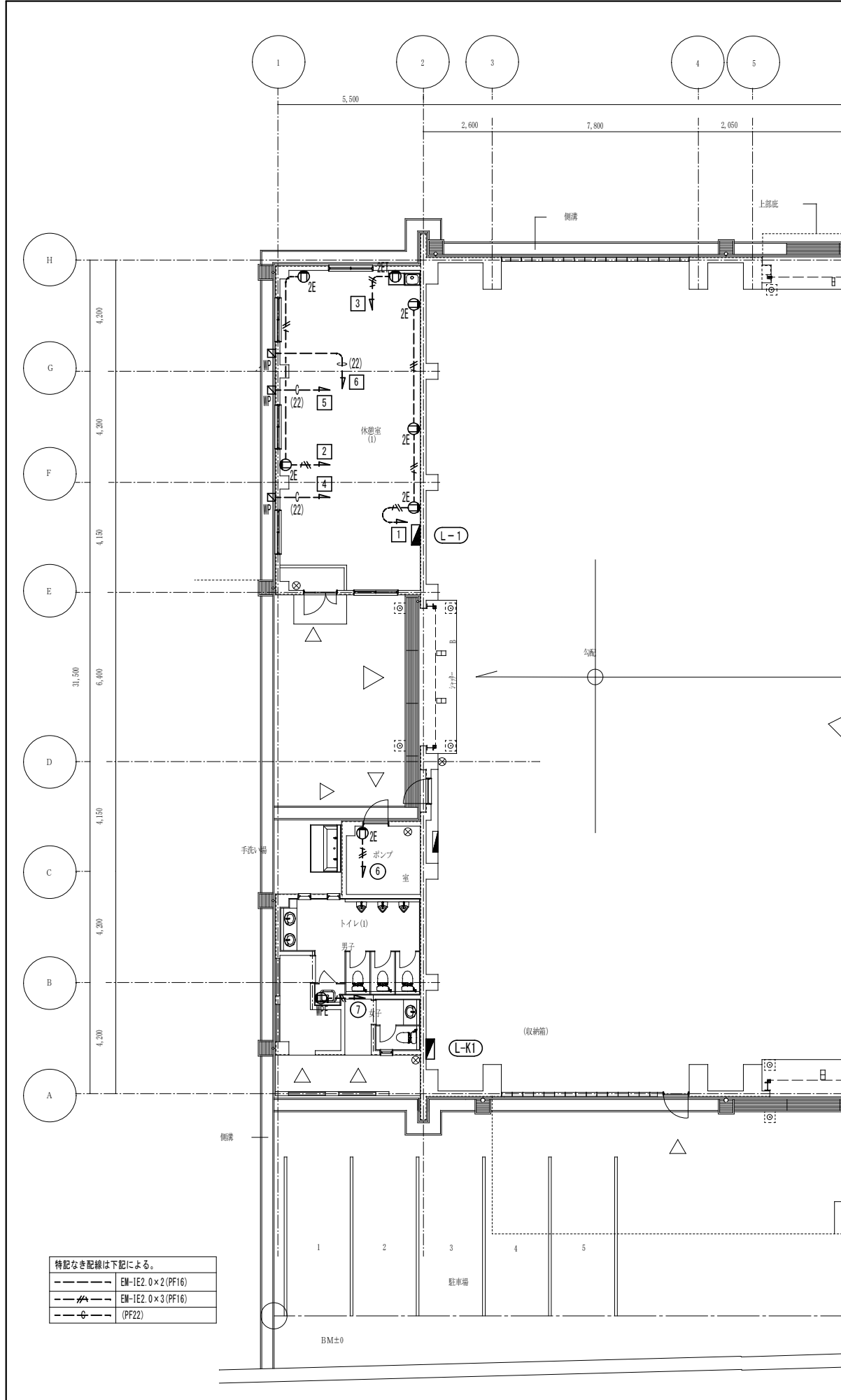


特記なき配線は下記による。	
—	EM-EFF2.0-30(ころがし)
---	EM-IE2.0×2(PF16)
---	EM-IE2.0×3(PF16)
---	EM-IE2.0×3(PF16)
---	EM-IE5.5×2, E2.0(PF22)

- 凡例
- ・・・接地ダブルコンセント(金属プレート)
 - ZET・・・接地端子付ダブルコンセント(金属プレート)
 - ZET・・・防雨カバープレート(SUS)

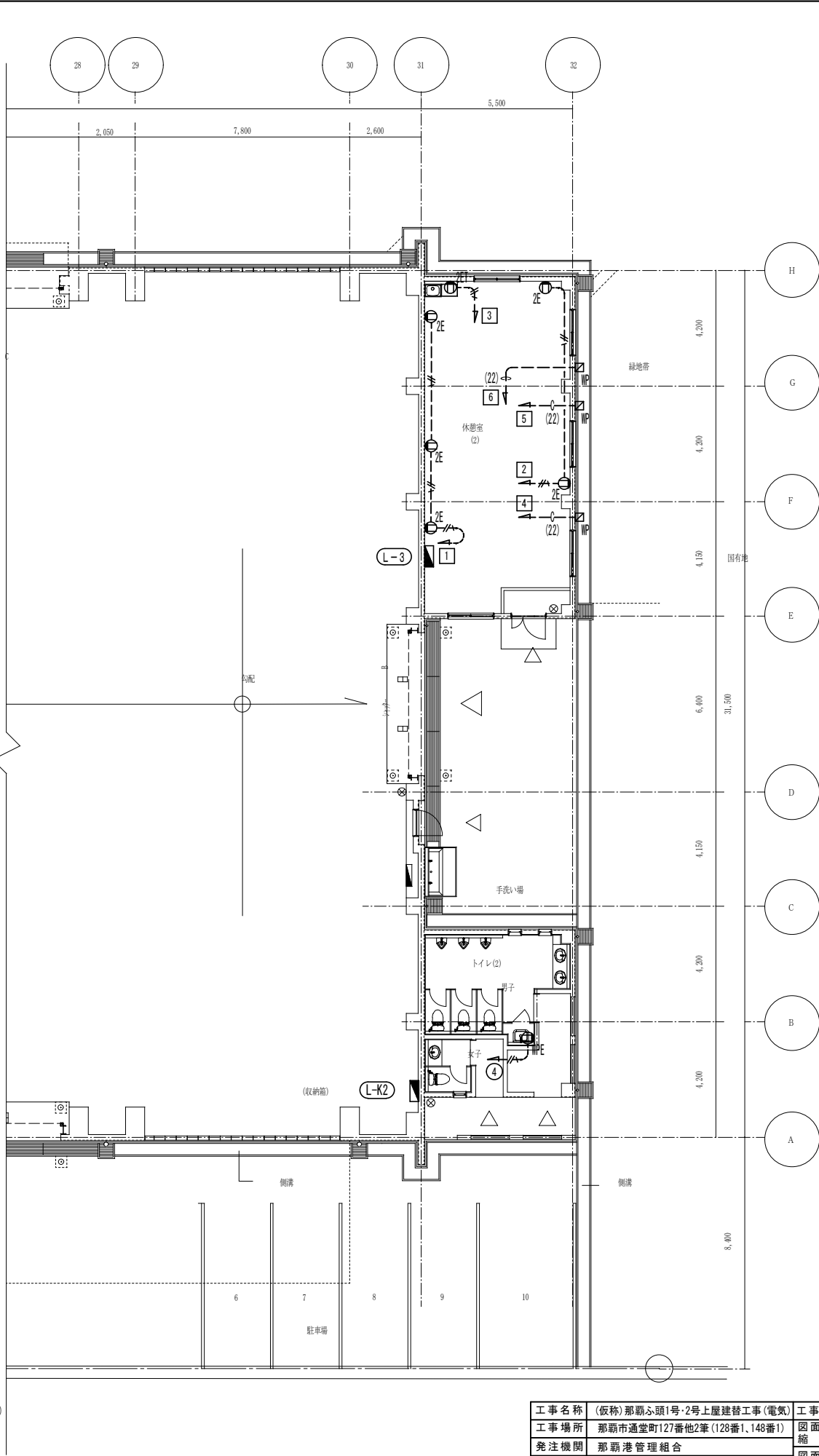
1階 コンセント設備配線図 S=1/250

工事名称	(仮称)那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事(電気)	工事年度	令和2年度
工事場所	那覇市通堂町127番地2筆(128番1,148番1)	図面名称	1階_上層部コンセント設備配線図
発注機関	那覇港管理組合	縮尺	A1:S=1/250 A3:S=1/500
摘要	図面番号 E-11		
検印	管理建築士	設	計
		製	図
		設	名
		計	者
		資	格
		者	氏
		名	新里 均
		登	録
		番	号
		一	級
		建	築
		士	大
		臣	登
		録	第
		218581号	
		所	在
		地	冲
		縄	県
		宜	野
		湾	市
		普	天
		間	2-47-16



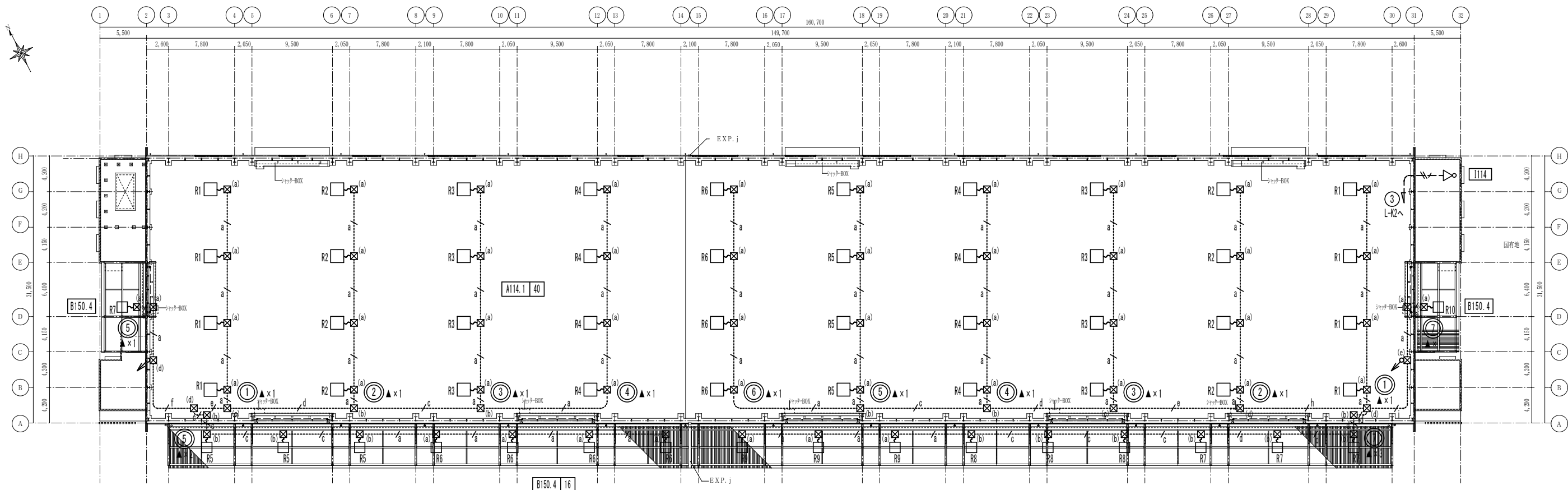
1階コンセント設備配線図 S=1/100
休憩室(1)・トイレ(1)

- 凡例
- 接地ダブルコンセント(金属プレート)
 - 接地端子付ダブルコンセント(金属プレート)
 - 防雨カバープレート(SUS)

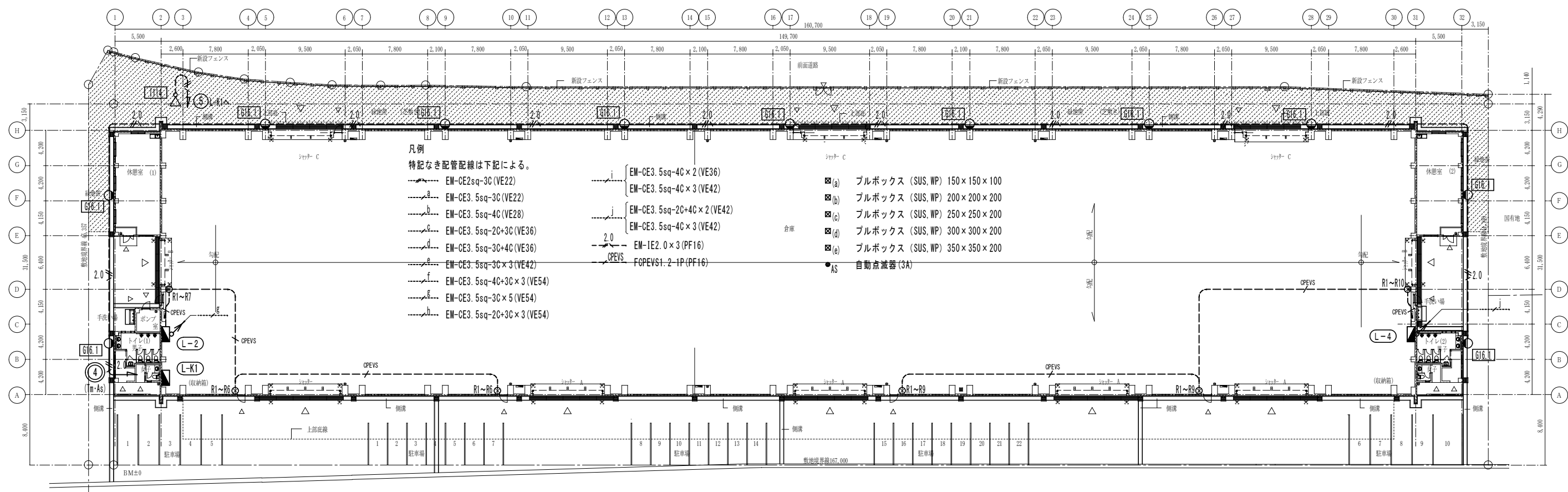


1階コンセント設備配線図 S=1/100
休憩室(2)・トイレ(2)

工 事 名 称		(仮称)那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事(電気)		工 事 年 度		令和2年度			
工 事 場 所		那覇市通堂町127番他2筆(128番1、148番1)		図 面 名 称		1階コンセント設備配線図(休憩室・トイレ)			
発注機関		那覇港管理組合		縮 尺		A1:S=1/100 A3:S=1/200			
摘 要				図 面 番 号		E-12			
検 印	管理建築士		設 計		製 図		股 名	(株)アーキ5D	
							計 者		
							資格者氏名	新里 均	
							登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
						登 在 地		沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	

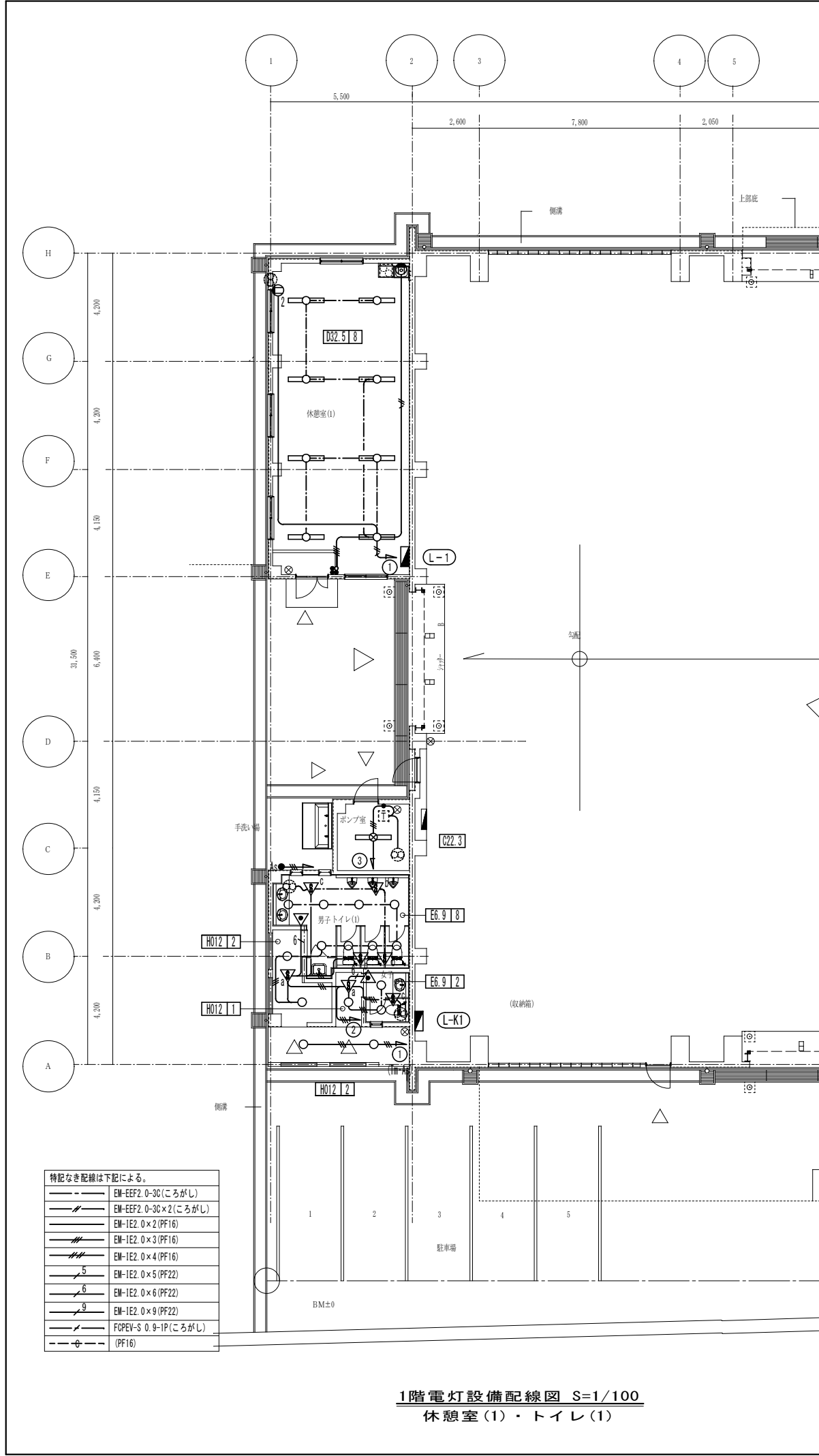


上層部 電灯設備配線図 S=1/250

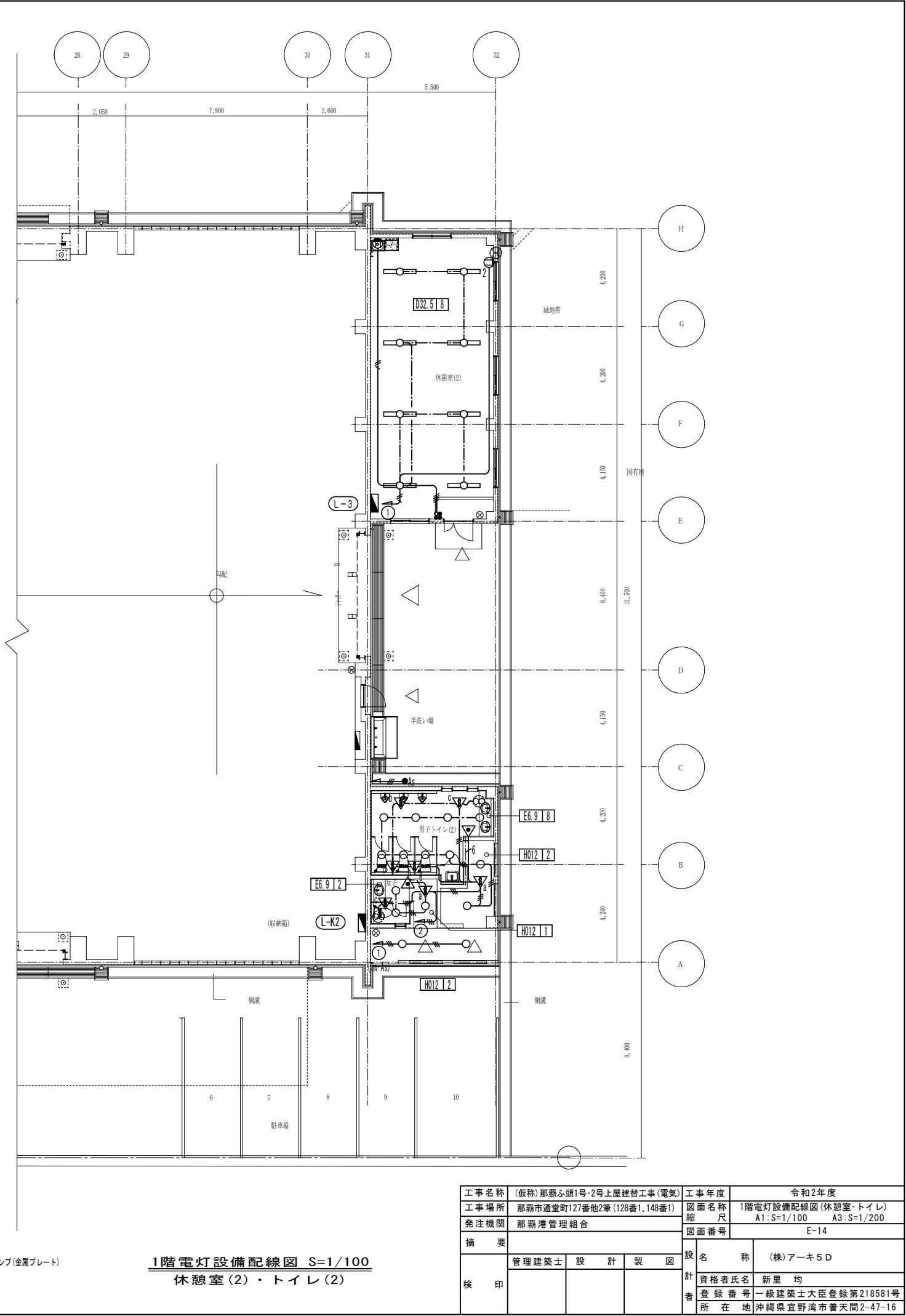


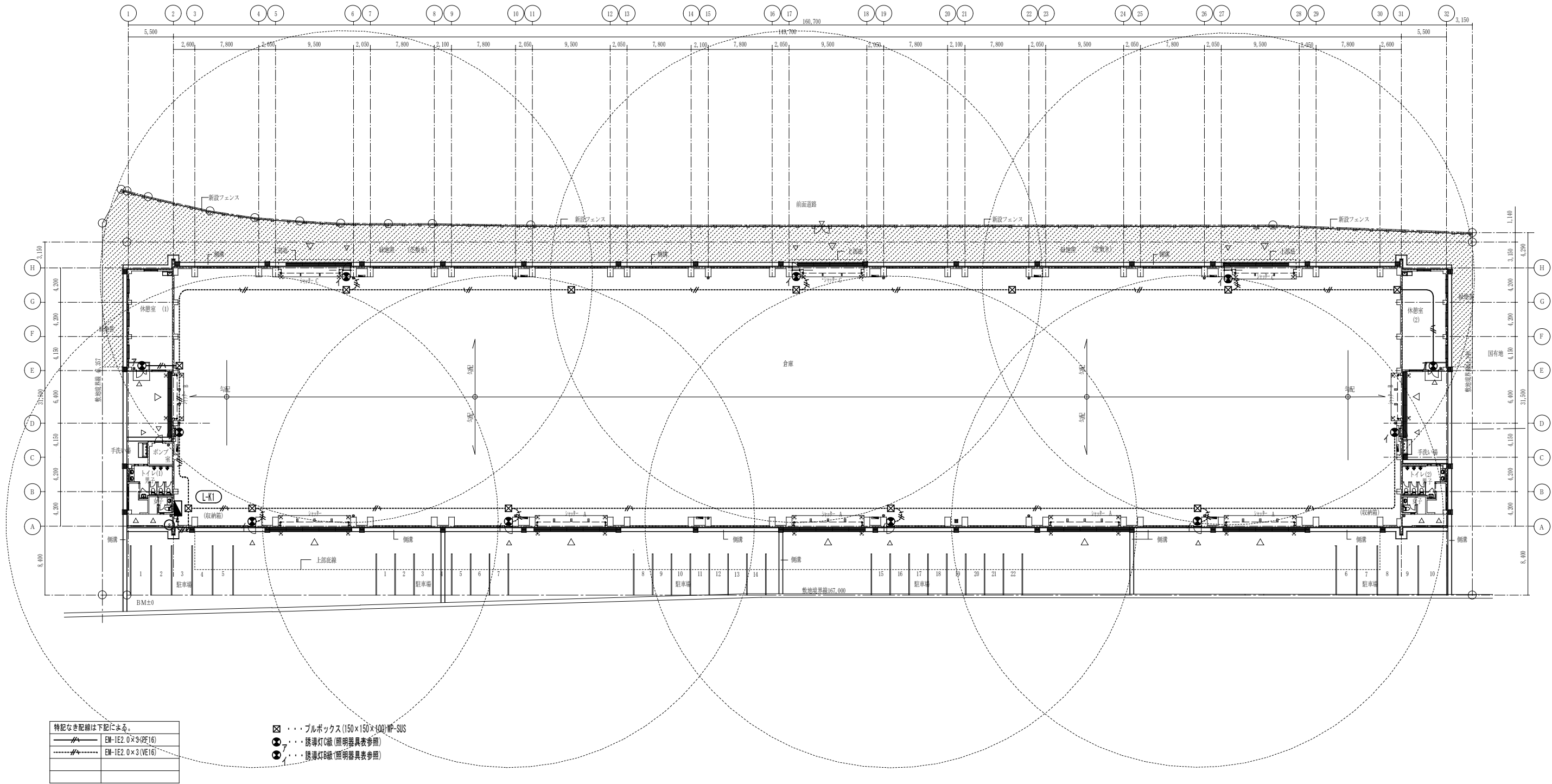
1階電灯設備配線図 S=1/250

工事名称	(仮称)那覇ふ頭1号・2号上層建替工事(電気)	工事年度	令和2年度
工事場所	那覇市通堂町127番地2筆(128番1、148番1)	図面名称	1階 上層部電灯設備配線図
発注機関	那覇港管理組合	縮尺	A1:S=1/250 A3:S=1/500
摘要	図面番号 E-13		
検印	管理建築士	設計	製図
設計	資格者氏名	新里 均	設 名 称 (株)アーキ5D
登録番号	一級建築士大臣登録第218581号		
所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		



- 凡例
- 熱線センサー観測器(屋外用)
 - 熱線センサー子器
 - 熱線センサー換気扇連動
 - 操作ユニット(2回路)
 - 片切スイッチ(金属プレート)
 - 片切スイッチ×3、パイロットランプ(金属プレート)

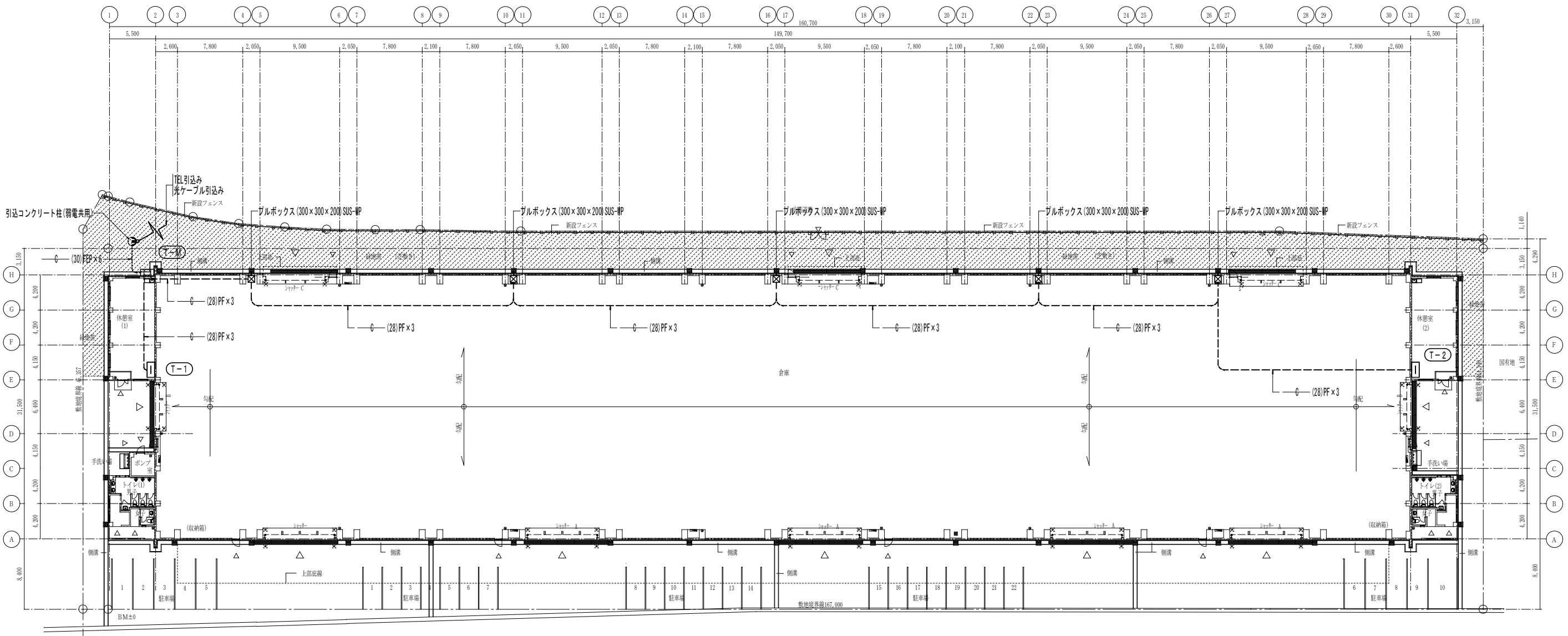




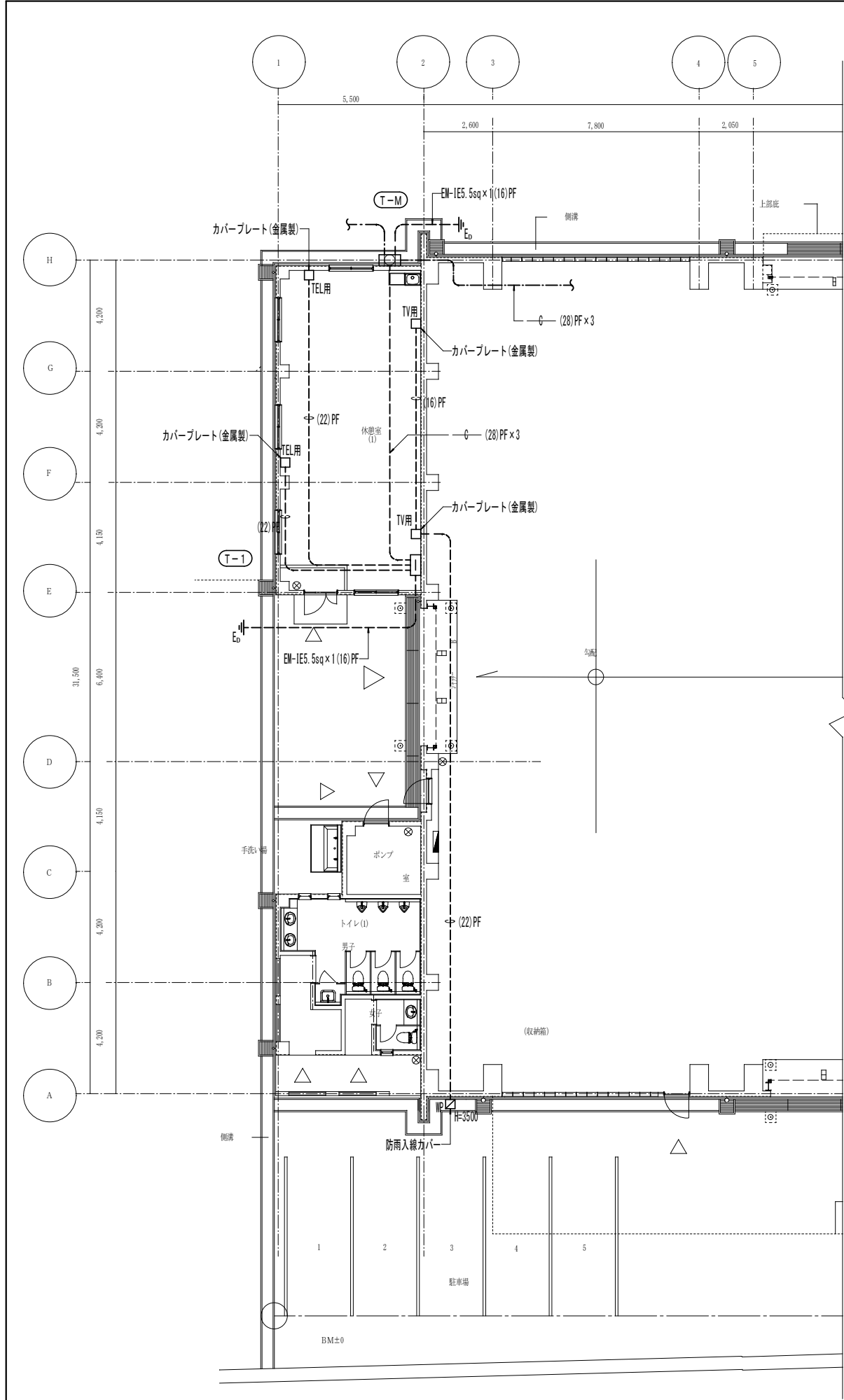
1階誘導灯設備配線図 S=1/250

工事名称				(仮称)那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事(電気)				工事年度		令和2年度	
工事場所				那覇市通堂町127番地2筆(128番1、148番1)				図面名称		1階誘導灯設備配線図	
発注機関				那覇港管理組合				縮尺		A1:S=1/250 A3:S=1/500	
摘 要								図面番号		E-15	
検 印				管理建築士				設		計	
								製		図	
				設 計 者		名 称		(株)アーキ5D			
						資格者氏名		新里 均			
						登録番号		一級建築士大臣登録第218581号			
						所在地		沖縄県宜野湾市普天間2-47-16			

1階弱電設備配線図 S=1/250

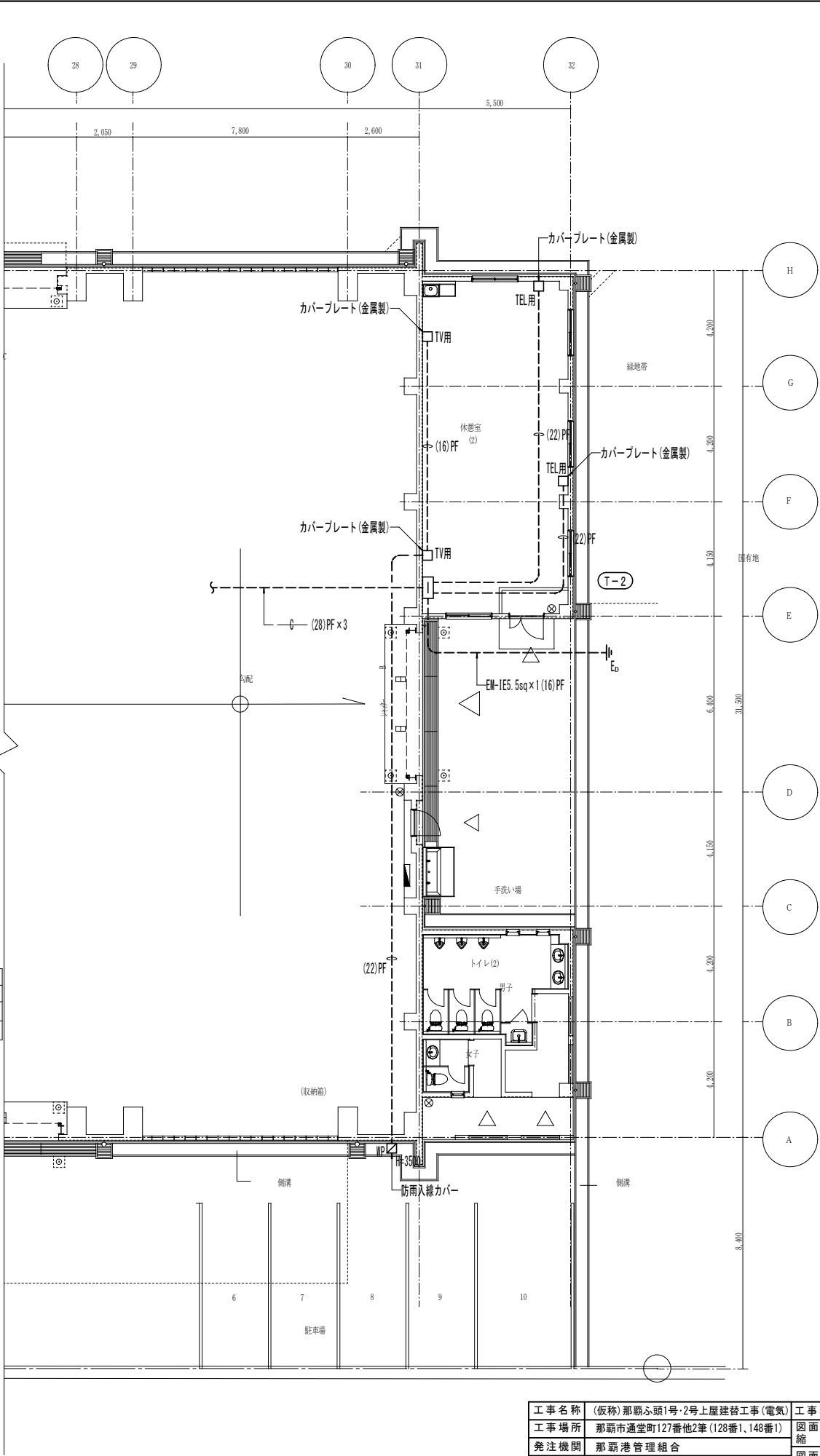


工事名称	(仮称)那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事(電気)			工事年度	令和2年度	
工事場所	那覇市通堂町127番地2筆(128番1、148番1)			図面名称	1階弱電設備配線図	
発注機関	那覇港管理組合			縮尺	A1:S=1/250 A3:S=1/500	
摘要				図面番号	E-16	
検印	管理建築士	設	計	製	図	設名
						(株)アーキ5D
						資格者氏名
						新里 均
				登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
				所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	



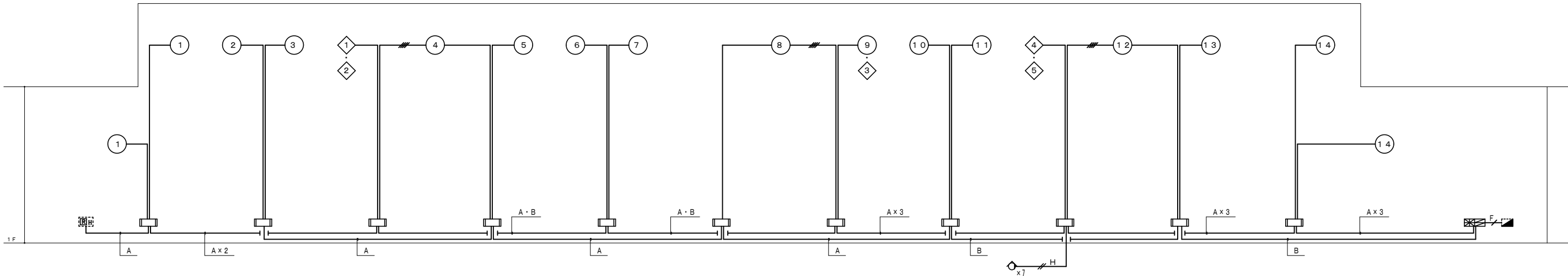
1階弱電設備配線図 S=1/100
休憩室(1)・トイレ(1)

凡 例		
記 号	名 称	備 考
	端子盤	T型 銅板製 40P
	端子盤	T型 銅板製 40P



1階弱電設備配線図 S=1/100
休憩室(2)・トイレ(2)

工事名称		(仮称)那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事(電気)	工事年度	令和2年度	
工事場所		那覇市通堂町127番他2筆(128番1、148番1)	図面名称	1階弱電設備配線図(休憩室・トイレ)	
発注機関		那覇港管理組合	縮 尺	A1:S=1/100 A3:S=1/200	
摘 要			図面番号	E-17	
検 印	管理建築士	設	計	製	図
			設 名 称	(株)アーキ5D	
			資格者氏名	新里 均	
			登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
		所 在 地		沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	



自動火災報知設備系統図

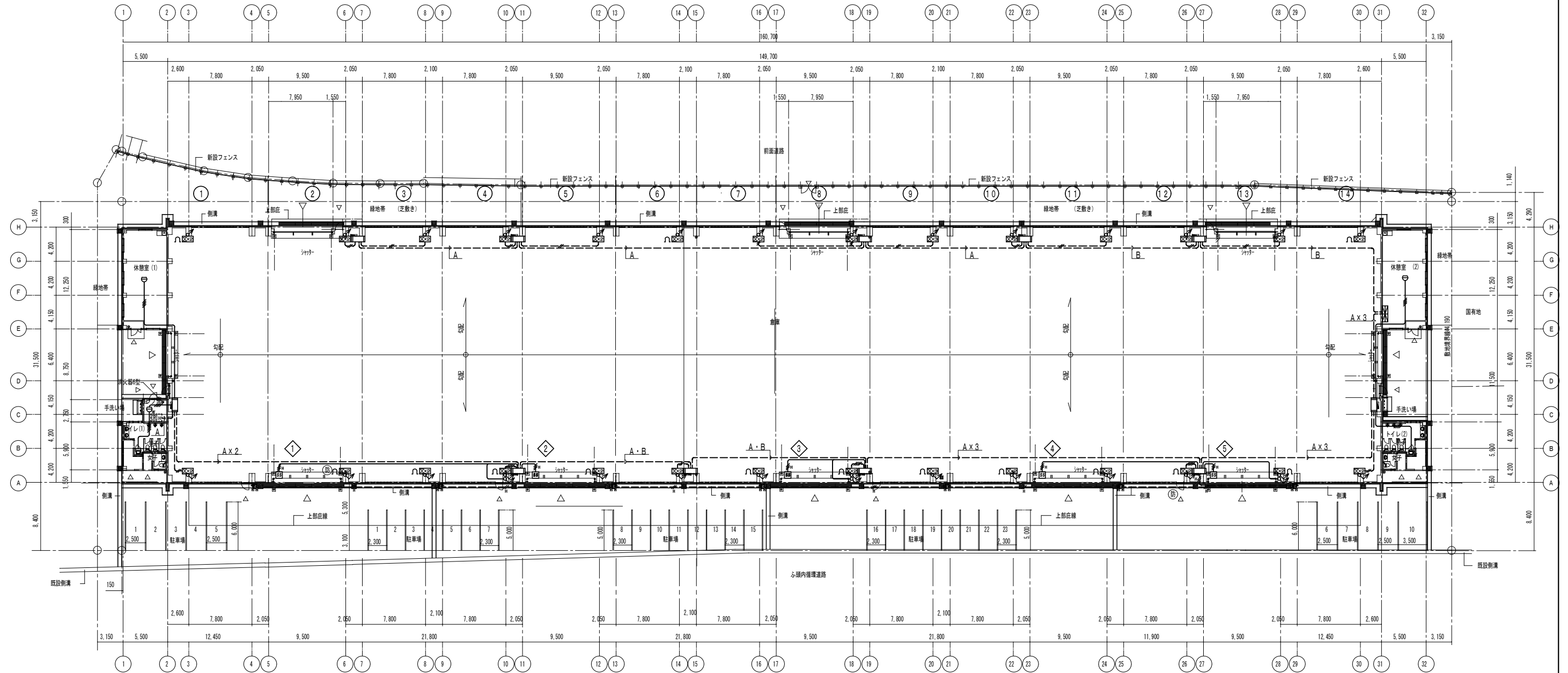
凡 例

記 号	名 称	記 事
	複 合 受 信 機 (セツフリー)	P 型 1 級 合計 30 回線 壁掛型 特記参照
	機 器 収 容 箱	消火栓箱組込型 ⑥③ 収容
	機 器 収 容 箱	露出型 XX 収容
	発 信 機	P 型 1 級 フラット型表示灯付
	地 区 音 響 装 置	消火設備に取付する取付加工は衛生工事とする
	表 示 灯	DC 24V 8mA
	表 示 灯	LED 24V 防滴型
	差動式スポット型感知器	2 種
	差動式スポット型感知器	2 種 防水型
	終 端 抵 抗	10K Ω
	差動式分布型検出器	2 種
	空 気 管	メッセージャー付
	空 気 管	引込箇所
	光電式スポット型感知器	3 種
	自 動 閉 鎖 装 置	防火シャッター用 建築工事
	消 火 栓 始 動 装 置	表示灯点滅装置 AC200V/24V 70VA消火栓ポンプ制御盤組込
	配 管 配 線	立上り、引下げ、素通し
	ブ ル ボ ッ ク ス	EXP-J (プリカチューブ)
	非 常 用 分 電 盤	別途工事
	警 戒 区 域 境 界 線	
	警 戒 区 域 番 号	No. 1 ~ 14
	連 動 回 路 番 号	防排煙連動用感知器用 No. 1 ~ 5
	制 御 回 路 番 号	防火シャッター用 No. 1 ~ 5

特 記

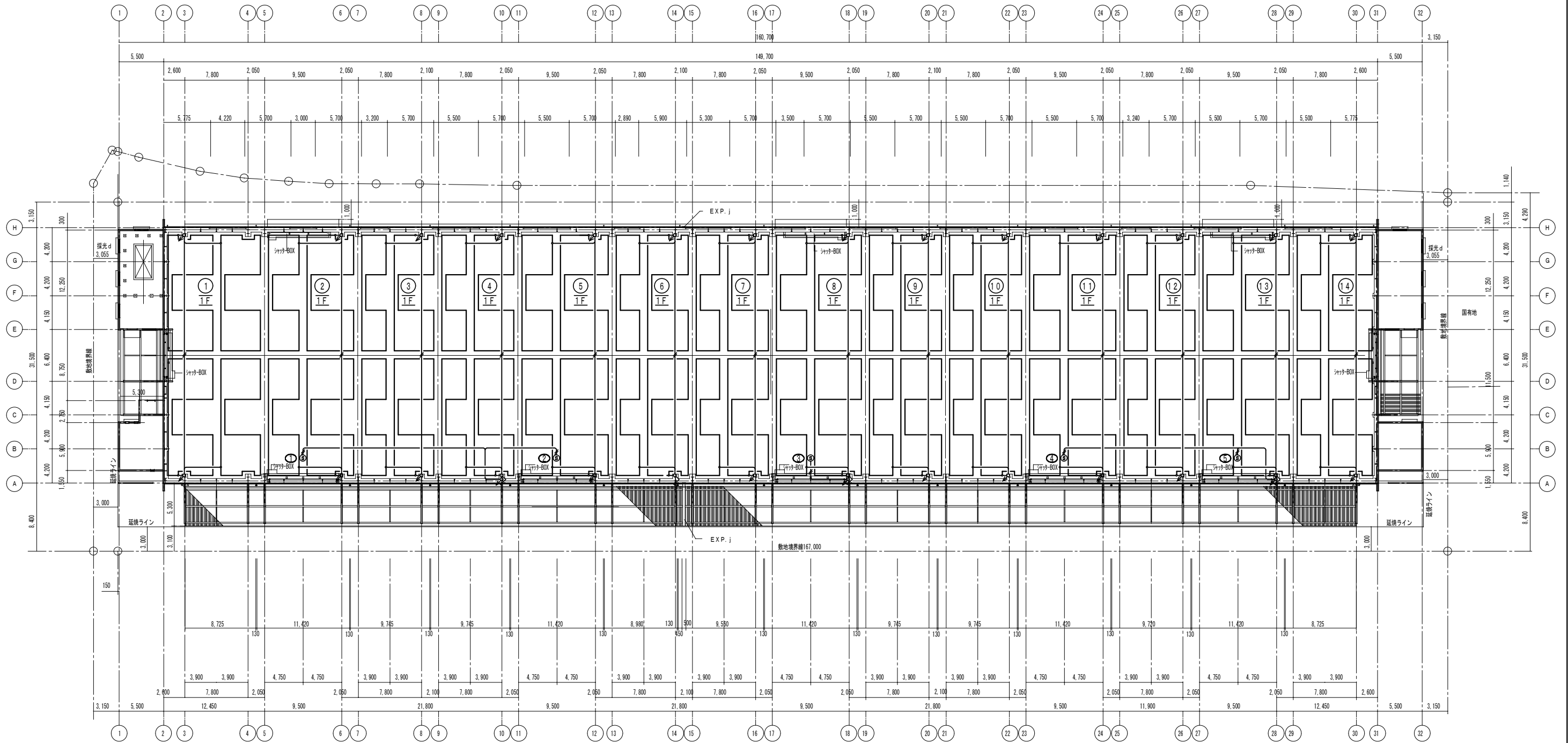
1) 複合受信機の仕様は下記の通り。	
・主音響	→音声案内機能付
・音声ガイダンス機能	→操作手順ガイダンス
・カラーユニバーサルデザイン	→色弱者対応・高齢者対応 (CUDO認定品)
・履歴機能	→7セグメント表示
・非火災報対策	→過去1ヶ月蓄積状態学習機能
・誤操作防止機能付	
・回線内訳	
自火報	14L
消火栓ポンプ運転	1L
消火栓ポンプ故障	1L
消火栓呼水槽減水	1L
消火栓漏水槽減水	1L
防火シャッター	5L
予 備	7L
合 計	30L
2) 複合受信機は前面1m以上、そのほかの面30cm以上の操作空間を設け、床面からの高さ0.8～1.5m以内に操作部がくるように設置すること。	
3) 地区警報は一斉鳴動方式とする。	
4) 感知器は、壁または梁等から0.6m (熱感知器は0.4m) 以上、換気口等の空気吹き出し口から1.5m以上離れた位置に設けること。	
5) 自動閉鎖装置 (防火シャッター用) の取付は、別途工事とする。	
6) 感知器取付け用吊り金具および金具取付工事までは別途電気工事とする。	
7) 特記なき配管配線は下記の通りとする。	
	AE 1. 2- 2C (PF16)
	AE 1. 2- 4C (PF16)
	HP 1. 2- 2C (PF16)
	HP 1. 2- 3C (PF16)
	HP 1. 2-10P (PF28)
	HP 1. 2-15P (PF28)
	FP1. 6×2・E1. 6 (PF16)
	AE 1. 2- 2C (HIVE16)
	AE 1. 2- 4C (HIVE16)
	HP 1. 2- 2C (HIVE16)
	HP 1. 2-10P (HIVE28)
	HP 1. 2-15P (HIVE28)

工事名称	(仮称)那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事(電気)	工事年度	令和2年度
工事場所	那覇市通堂町127番他2筆(128番1、148番1)	図面名称	自動火災報知設備系統図
発注機関	那覇港管理組合	縮 尺	A1:S/N A3:S/N
摘 要		図面番号	E-18
検 印	管理建築士	設 計	製 図
計 者	設 名	称	(株)アーキ5D
	資格者氏名		新里 均
	登録番号		一級建築士大臣登録第218581号
所 在 地		沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	



※ ⑧ 防火設備を示す

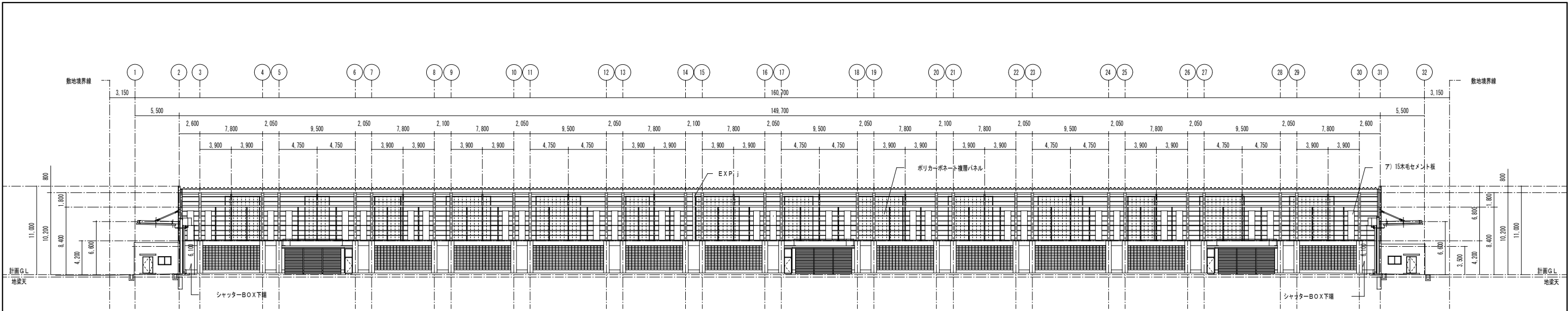
工事名称 (仮称)那覇心頭1号・2号上屋建替工事(電気)			工事年度 令和2年度	
工事場所 那覇市通堂町12番他2筆(128番1、148番1)			図面名称 1階自動火災報知設備配線図	
発注機関 那覇港管理組合			縮 尺 A1:S=1/250 A3:S=1/500	
摘 要			図面番号 E-19	
検 印	管理建築士		設 計	製 図
	設 計		設 計	名 称 (株)アーキ5D
	製 図		資格者氏名 新里 均	登 録 番 号 一級建築士大臣登録第218581号
所 在 地		沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		



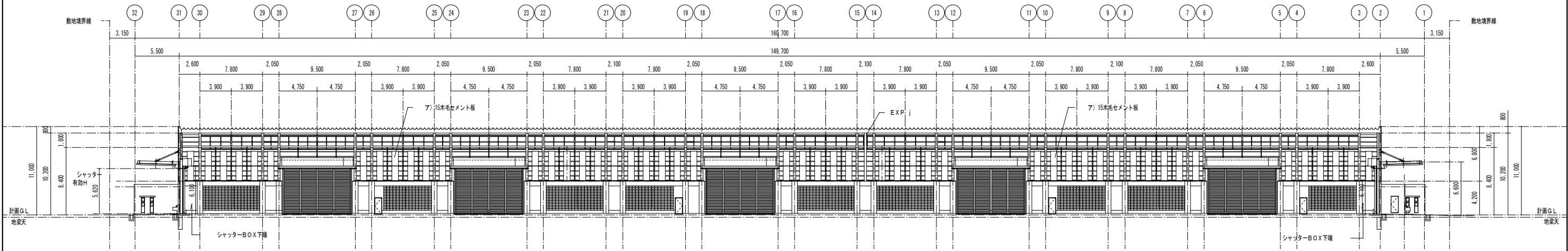
幹線（立上り、引下げ等）は系統図参照とする

上層部自動火災報知設備配線図 S=1/250

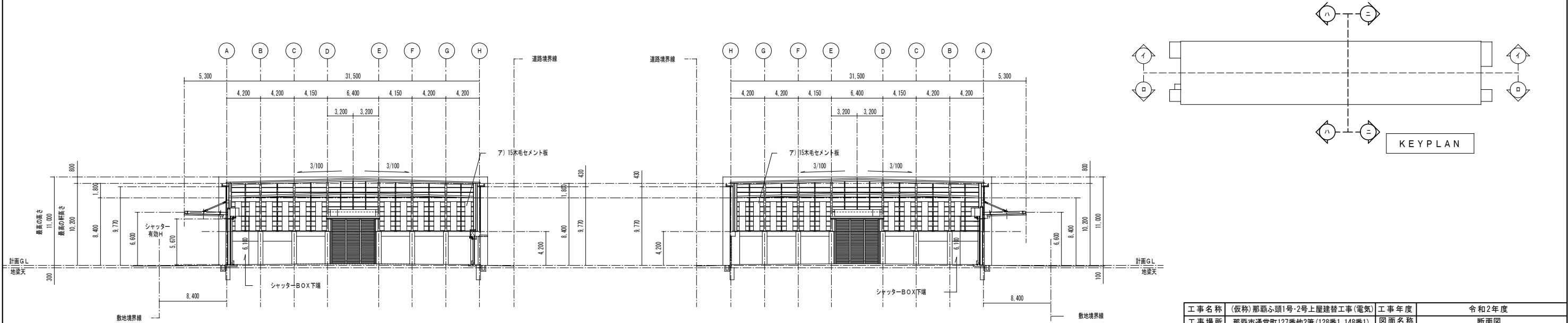
工事名称				(仮称)那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事(電気)				工事年度		令和2年度	
工事場所				那覇市通堂町127番地2筆(128番1、148番1)				図面名称		上層部自動火災報知設備配線図	
発注機関				那覇港管理組合				縮尺		A1:S=1/250 A3:S=1/500	
摘 要								図面番号		E-20	
				管理建築士				設		計	
検 印								設		名 称	
										(株)アーク5D	
								計		資格者氏名	
								者		登録番号	
								所在地		一級建築士大臣登録第218581号	
										沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	



断面図 S=1/500
I

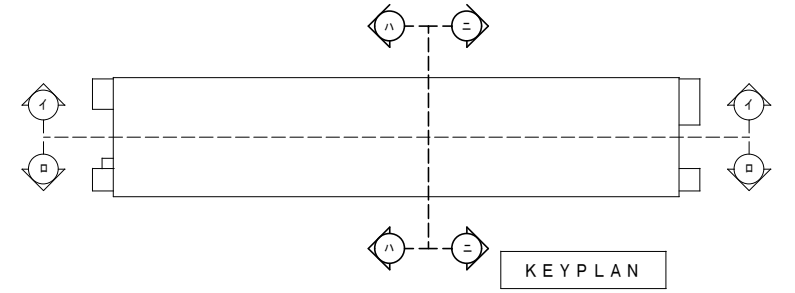


断面図 S=1/500
II

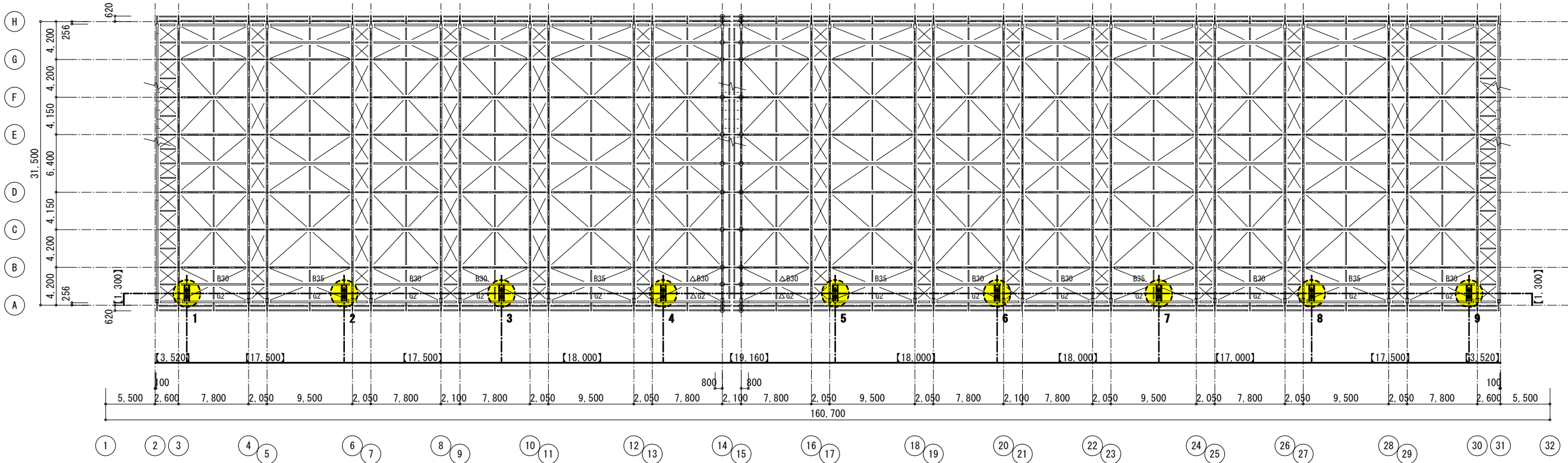


断面図 S=1/500
III

断面図 S=1/500
IV



工事名称	(仮称)那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事(電気)	工事年度	令和2年度
工事場所	那覇市通堂町127番地2筆(128番1、148番1)	図面名称	断面図
発注機関	那覇港管理組合	縮尺	A1:S=1/250 A3:S=1/500
摘要	管理建築士 設 計 製 図	図面番号	E-21
検 印		設 名 称	(株)アーキ5D
		計 者	資格者氏名 新里 均
			登録番号 一級建築士大臣登録第218581号
		所 在 地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



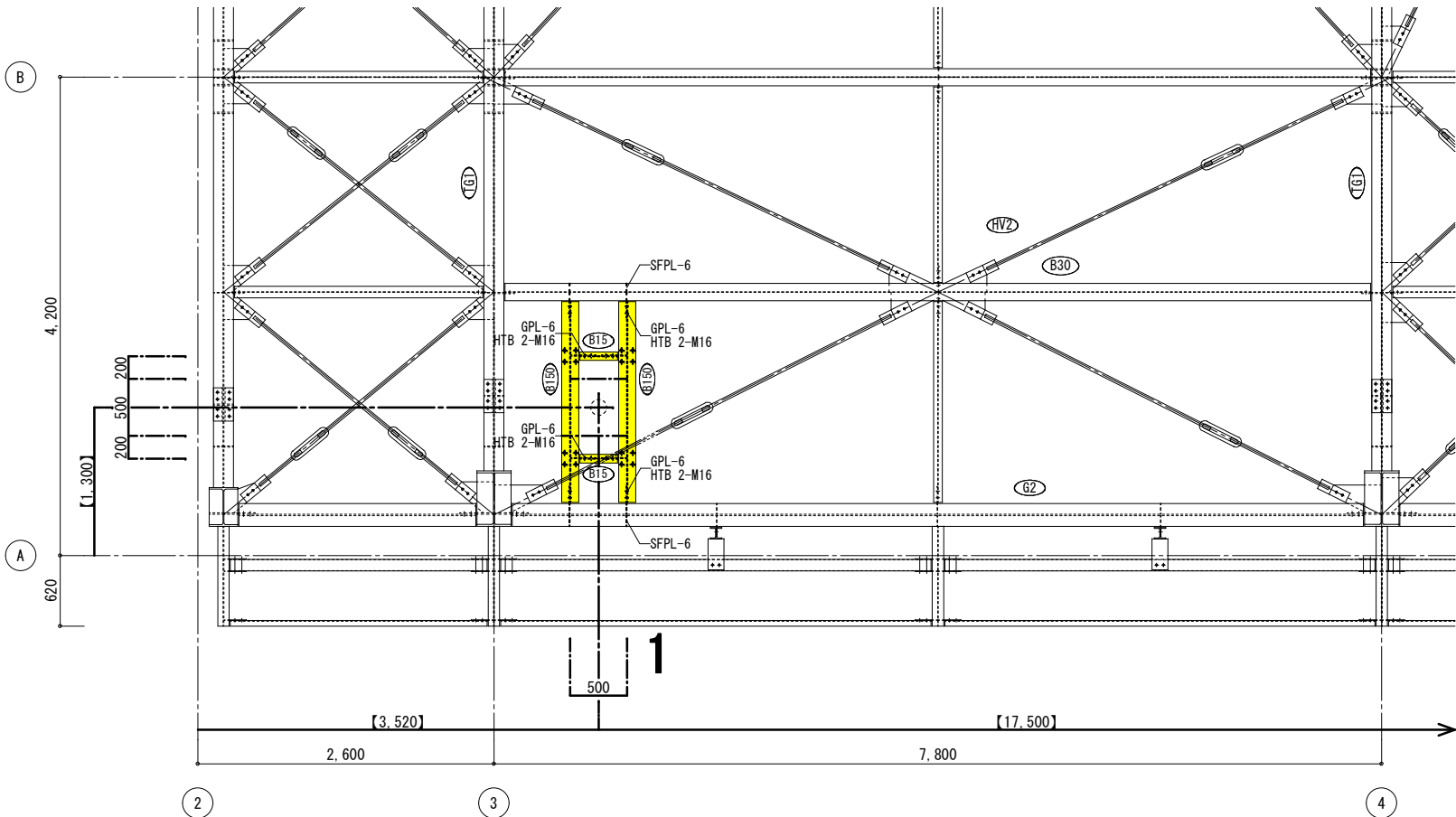
鉄骨部材リスト

符 号	部 材	備 考
B15	H - 150 × 75 × 5 × 7	GPL-6 HTB 2-M16
B150	H - 150 × 150 × 7 × 10	GPL-6 HTB 2-M16
鉄骨材種：SS400 ボルト：HTB／S10T／M16（高力ボルト導入張力確認試験要）		

R階伏図

（照明タワー設置下地位置図）

● 照明タワー設置下地位置【全9箇所／今回対象工事】



平面詳細図

※B150取付位置の水平ブレースはTG1上弦材下フランジ上とする。

構造設計標準仕様 6. 鉄骨工事（抜粋）

- (1) 鉄骨工事は指示のない限り下記による
- 日本建築学会「J A S S 6」「鉄骨精度検査基準」「鉄骨工事技術指針」
 - 鋼材倶楽部「建築鉄骨工事施工指針」
- (2) 工事監理者の承認を必要とするもの
- 製作工場 ■ 製作要領書 ■ 工作図 ■ 施工計画書
 - 認定または登録工場（ M グレード 都登録 ランク）
 - 材料規格証明書または試験成績書
 - 鋼材 □ 高力ボルト ■ 特殊ボルト □ 頭付スタッド
 - 社内検査表
- (3) 工事監理者が行う検査項目
- （□印以外の項目の検査結果については、工事監理者に報告すること）
- 現寸検査 ■ 組立・開先検査 ■ 製品検査
 - 建方検査 □
- (4) 接合部の溶接は下記によること
- 鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱（建築構造設計指針第12章）
 - 日本建築学会「溶接工作基準、同解説Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ」
 - 日本建築学会「鉄骨工事技術指針・工事現場施工編」
- (5) 接合部の検査
- 溶接部の検査（検査結果は後日工事管理者に報告すること）

検 査 箇 所	検 査 方 法	検 査 率 又 は 検 査 数			備 考
		社 内	第 3 者	工 事 監 理 者	
□ 突合せ溶接部	超音波探傷試験	100 %	30 %	30 %	
■ 隅肉溶接部	外観（目視）検査	100 %	30 %		
第 3 者 検 査 機 関 名					
第 3 者 検 査 機 関 と は、 建 築 主、 工 事 監 理 者 又 は 工 事 施 工 者 が、 受 入 れ 検 査 を 代 行 さ せ る た め に 自 ら 契 約 し た 検 査 会 社 を い う。					

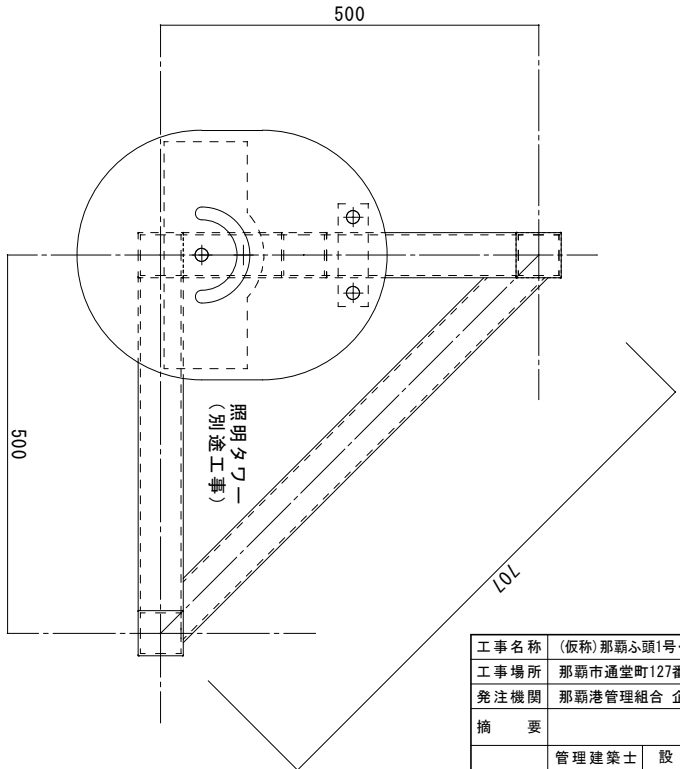
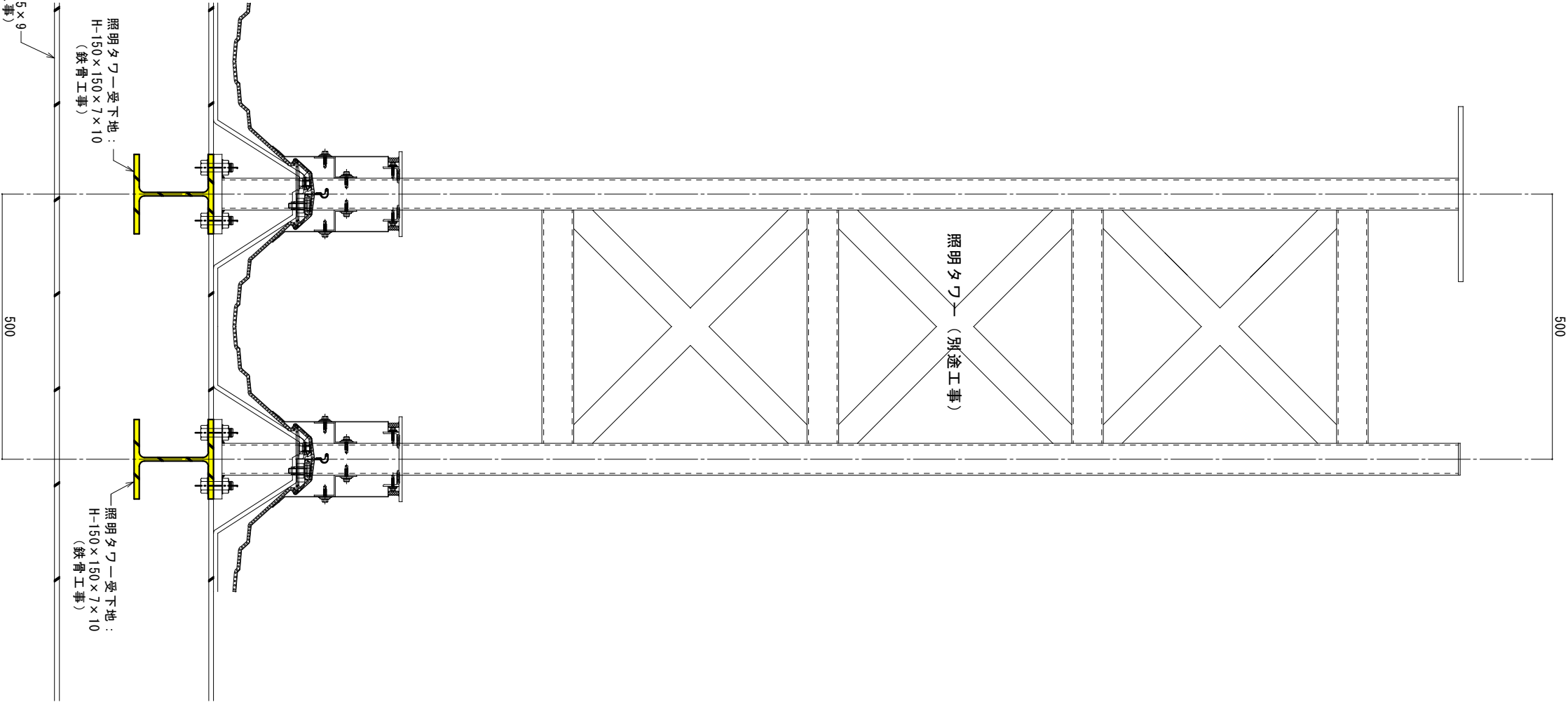
- 注 1）現場溶接部については、原則として第三者検査機関による全数検査を行う事。
- 注 2）現場溶接は超音波探傷試験を100%行う事。
- 高力ボルトは「J I S B 1 1 1 8 6 の高力ボルト」を標準とする。摩擦面の処理は黒皮などを座金外径 2 倍以上の範囲でショットブラスト、グラインダー掛け等を用いて除去した後、屋外に自然放置して発生した、赤さび状態であること。ただし、ショットブラスト、グリットブラストによる処理で表面あらさが50S 以上である場合は、赤さびは発生しないままでよい。
 - 高力ボルトの締付けに使用する機器はよく整備されたものを使用し、締付けの順序は部材が十分密着するように注意して行う。また、締付けは一次、二次締めとする。締付け後の検査は、各締付け工法別に適切な締付けが行われているか検査する。
- (6) 防錆塗装
- 防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。錆止めペイントは、J I S K 5 6 7 4、2 回塗りを標準とする。
 - 現場における高力ボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工場塗装と同じ錆止めペイントを使用し2 回塗りとする。
- (7) 耐火被覆の材料
- 1 時間耐火を確保する事。

● 当該鉄骨工事は、関連工事となる（仮称）那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事（建築）との事前調整を十分に行い連携し施工を行う事。

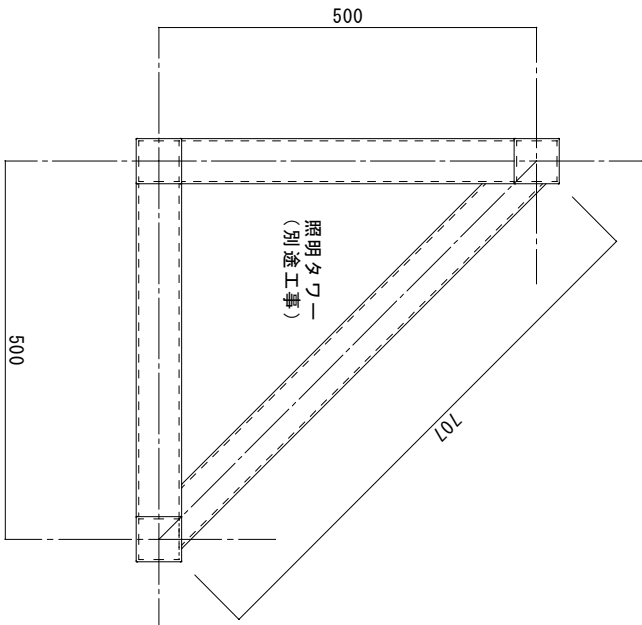
工事名称	(仮称)那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事(電気)		工事年度	令和2年度	
工事場所	那覇市通堂町127番 他2筆		図面名称	R階伏図(照明タワー設置下地位置図)	
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課		縮 尺	A1:S=1/250・1/30 A3:S=1/500・1/60	
摘 要			図面番号	E-22	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	股 名 称	(株)アーキ5D
				計 資格者氏名	新里 均
				登 録 番号	一級建築士大臣登録第218581号
				所 在 地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

■照明タワー重量算出【1箇所当り】	
①□-60×60×t3.2mm → 5.5kg/m 2.350mm×5.5kg=12.925kg×3本=38.775kg 440mm×5.5kg=2.42kg×8本=19.36kg 647mm×5.5kg=3.559kg×4本=14.236kg 170mm×5.5kg=0.935kg×1本=0.935kg 小計 (73.306kg)	
②FB-t9×W50=3.53kg/m 597mm×3.53kg=2.1kg×12本=25.2kg 765mm×3.53kg=2.7kg×6本=16.2kg 小計 (41.4kg)	
③水切プレート □-t6×L160×W160=(1.213kg/枚)	
④水切プレート □-t6×L660×W160=(5kg/枚)	
⑤スースプレート □-t16×L150×W150=2.67kg/枚×3枚=(8kg)	
⑥照明受プレート (槽円) : t9×φ330×L410×W330=(7.6kg/枚)	
合計 (136.5kg/基)	

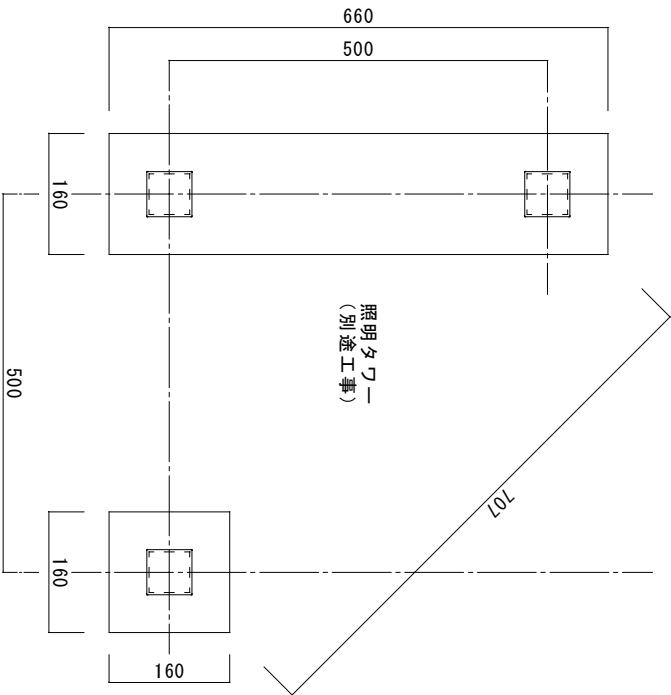
■照明タワー下地重量算出【1箇所当り】	
①H-150×150×7×10 → 31.1kg/m L1.800×31.1kg/m=56kg×2本=112.0kg	
②H-150×75×5×7 → 14kg/m 330mm×14kg=4.62kg×2本=9.24kg 合計 (121.2kg/箇所)	



照明タワー上部 平面詳細図 1:5



照明タワー中間部 平面詳細図 1:5



照明タワー下部平面詳細図 1:5

照明タワー立面図 1:5

※屋根工事 (別途工事)

B30 :
H-300×150×6.5×9
(別途工事)
B35 :
H-350×175×7×11
(別途工事)

●当該鉄骨工事は、関連工事となる（仮称）那覇ふ頭1号・2号上屋建替工事（建築）との事前調整を十分に行い連携し施工を行う事。

